

# 電力システム改革の概要について

2024年7月5日

資源エネルギー庁

# **1. 総論（これまでの電力システム改革）**

## **2. 各論**

**（1）小売全面自由化**

**（2）送配電の広域化・中立化**

**（3）供給力の確保**

## **3. 電力システム改革の検証**

**（1）電力システムを取り巻く経済社会環境**

**（2）電力システム改革の検証の状況**

# **1.これまでの電力システム改革**

# これまでの日本の電力制度改革の歩み

- 日本の電気事業制度は、1995年以降、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、**5段階の改革を実施**。

第一次制度改革（1995年）

発電部門の自由化

第二次制度改革（2000年）

小売部分自由化(第1弾)

第三次制度改革（2003年）

小売部分自由化(第2弾)

第四次制度改革（2008年）

卸市場改革

第五次制度改革（2015年）

小売全面自由化・法的分離

# 東日本大震災と電力システム改革の必要性

1. 東日本大震災や原子力事故を契機に、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。具体的には、
  - ① 原子力への依存度が低下する中で、分散型電源や再生可能エネルギーをはじめ、**多様な電源の活用が不可避**となった
  - ② **電気料金の上昇圧力の中で、競争の促進などにより電気料金を最大限抑制することが一層重要**になった
  - ③ 地域ごとに供給力を確保する仕組みではなく、**広域的な系統運用を拡大して発電所を全国レベルで活用**することが必要
  - ④ 電力会社や料金メニュー、発電の種類を選びたいという**需要家のニーズに多様な選択肢で応える**ことが求められている
  - ⑤ 需要に応じて供給を積み上げるこれまでの仕組みだけではなく、需給の状況に応じて、ピークとピーク以外の料金に差を付ける等の工夫によって、**需要抑制**が必要になった。
2. このような課題に対応し、これまでの、地域ごとに独占的事業者が供給する仕組みを見直し、様々な事業者の参入や競争、全国レベルでの供給力の活用、需要家の選択によるスマートな消費など、**より柔軟なシステムにより、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めることへの社会的要請が高まった。**

# 電力システム改革の目的

1

## 安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化を図りつつ、需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2

## 電気料金を最大限抑制する

競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う（メリットオーダー）の徹底、需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3

## 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

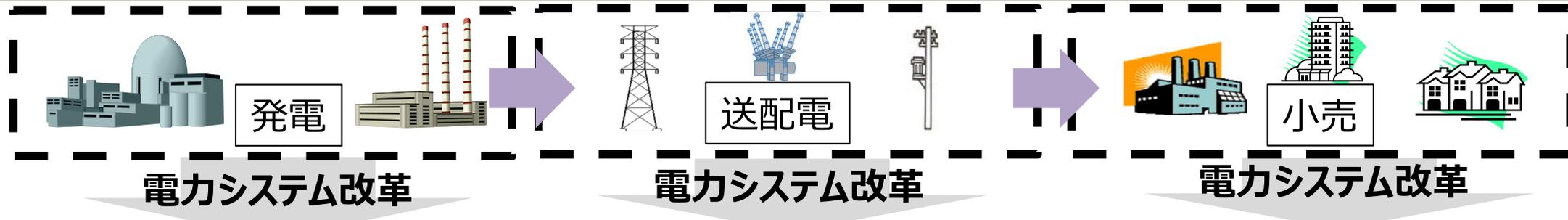
需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発。

# 電力システム改革（第五次制度改革）の全体像

- ①安定供給の確保②電気料金の最大限の抑制③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的に、1995年以降、段階的に電力システム改革を実施。
- 送配電事業 → 従来型の規制存置（許可制、地域独占、総括原価、需給調整責任）
- 小売事業 → 自由化（登録制、供給力確保義務） + 電取委※を通じた適正な競争の確保
- 発電事業 → 自由化（届出制、経産大臣の供給命令に従う義務） + 供給計画を通じた供給力全体の管理

※電力・ガス取引監視等委員会

## 地域独占電気事業者（戦後～10社）



**自由化**

**発電事業者（届出制）**

1995年 発電部門自由化

様々な事業者が参入（1128者）

- ・自家発を有する製造業（鉄、製紙等）
- ・鉄道会社
- ・石油元売り会社
- ・商社
- ・ガス事業者 等

**規制**

**送配電事業者（許可制）**

2015年 電力広域的運営推進機関創設

2020年 発送電分離

全国的な連携を強化  
送配電部門の規制は存続

**自由化**

**小売電気事業者（登録制）**

2000～04年部分自由化・範囲拡大  
※特別高圧→高圧

2016年 全面自由化（家庭など）

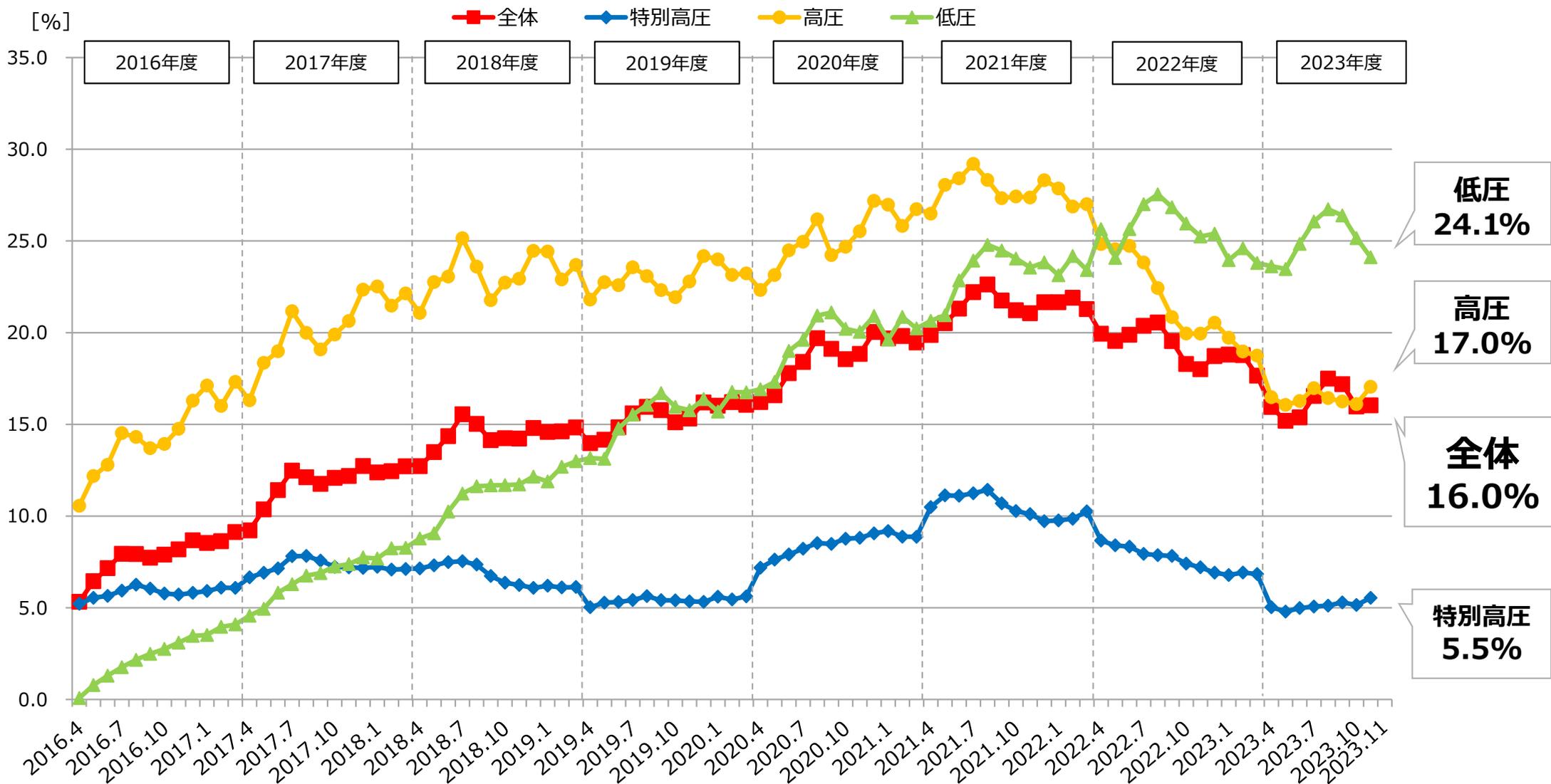
様々な事業者が参入（729者）

- ・ガス事業者
- ・通信事業者
- ・石油元売り
- ・鉄道会社
- ・商社
- ・住宅メーカー 等

## **2 . ( 1 ) 小売全面自由化**

# 新電力のシェアの推移

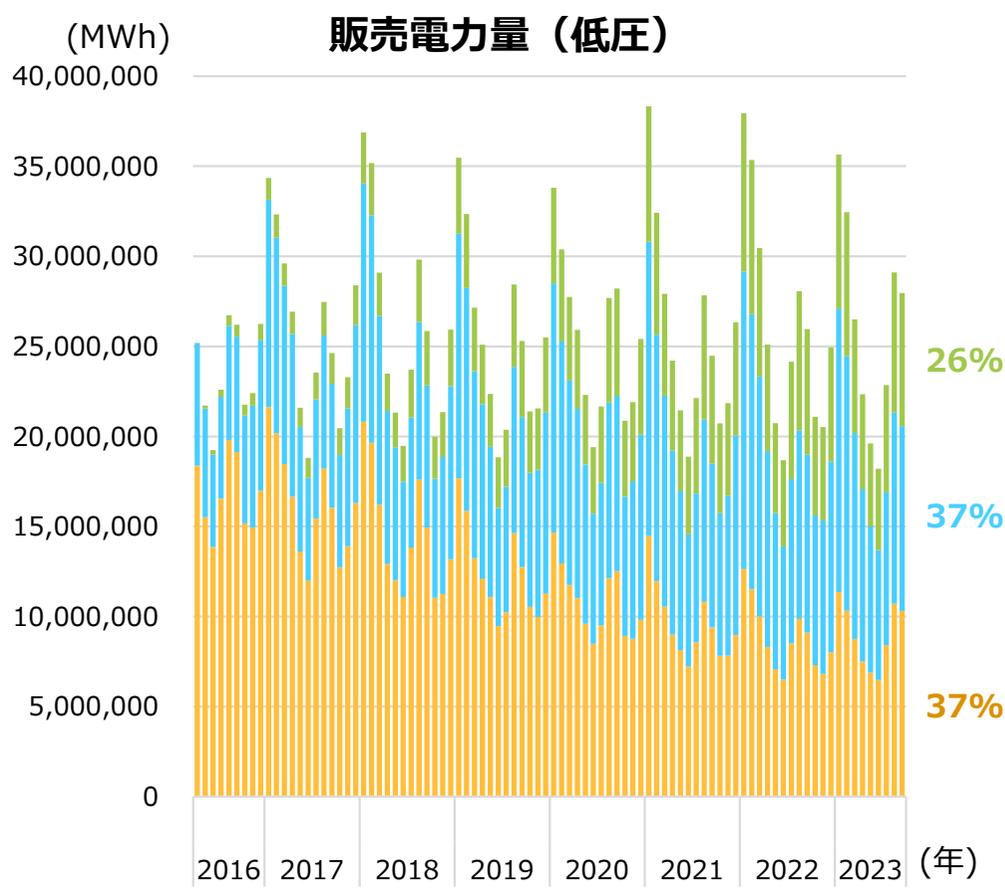
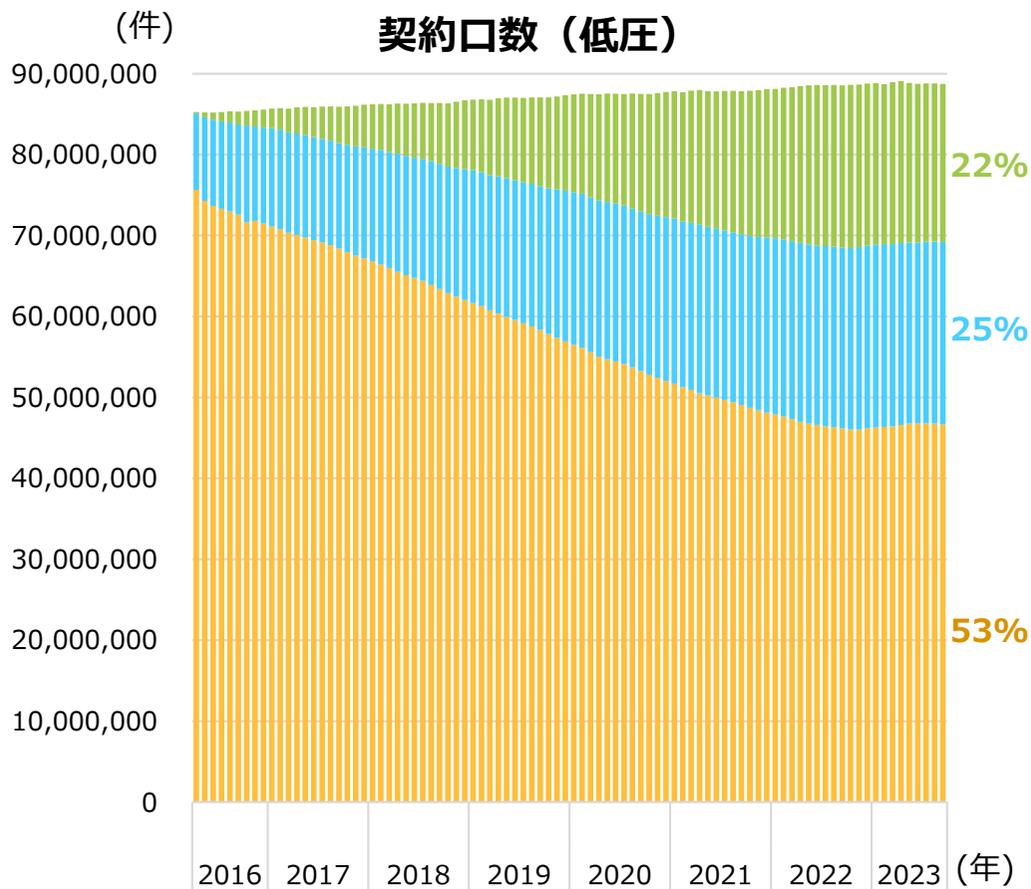
- 全販売電力量に占める新電力のシェアは、2023年11月時点では約16.0%。  
うち家庭等を含む低圧分野のシェアは、約24.1%。



※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力（旧一般電気事業者）を含まず、大手電力の子会社を含む。  
 ※シェアは販売電力量ベースで算出したもの。

# 経過措置料金の割合

- 経過措置料金により供給を受ける需要家の割合は減少傾向にあり、契約口数ベースでは2023年9月時点で53%となっている。
- 低圧販売電力量に占める経過措置料金の販売電力量の割合は2023年9月時点で37%となっている。



# 多様な料金メニュー

- 2016年の小売全面自由化以降、需要家のニーズを踏まえた料金メニューが拡充。

## 完全従量料金

- 基本料金を0円とした完全従量制の料金メニュー。

## 特定時間帯無料料金

- 特定の時間帯（例えば朝6時～8時）の従量料金が無料の料金メニュー。

## 動画配信サービスとの連携

- 電気と動画配信サービスをセットで提供したり、電力会社が年会費相当額を負担したりする料金メニュー。

## 省エネ機器サブスクリプション型

- 一定量までの電気料金と電化機器（エコキュートやEV充電器など）のリース料金がセットになった料金メニュー。

## 水力・地熱特化型

- FIT制度を利用していない水力や地熱発電所の電気100%を提供する料金メニュー。

## 節電割引

- 夏季及び冬季において、小売事業者があらかじめ指定する最も需要が多い時間帯の節電実施状況に応じて電気料金を割り引く料金メニュー。

## EV割引

- EV所有者の毎月の電気料金から一定金額を割り引く（又はポイント還元する）サービス。

## 再エネ余剰電力有効活用品

- 再エネが余剰となる春秋の昼間を安く、朝夕には高く、需要シフトを促す料金メニュー（各社で検討中）。

# 小売電気事業者の登録数

- 小売事業者の登録数は増加傾向にあったが、足元では減少。**2024年2月末時点で723者。**
- そのうち2024年2月末時点の事業休止件数は46件、自由化以降の事業承継は累計で152件、事業廃止や法人の解散等は106件となっている。

小売電気事業者の登録数の推移



	4月	7月	10月	1月	2月																												
登録件数	291	318	356	374	394	407	427	453	478	496	528	559	595	596	619	637	644	662	684	695	716	729	734	744	743	739	733	729	726	730	731	726	723
事業休止件数	0	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	4	5	14	14	14	14	14	18	26	32	37	43	44	46	46
事業承継件数	0	3	3	3	6	6	8	10	18	22	24	28	32	55	59	61	67	72	82	84	94	96	99	105	112	114	124	129	132	136	142	146	152
事業廃止・解散・取消件数	2	4	4	4	7	8	8	9	9	10	11	12	12	15	16	16	20	25	27	33	38	38	42	48	61	71	75	86	96	97	99	104	106

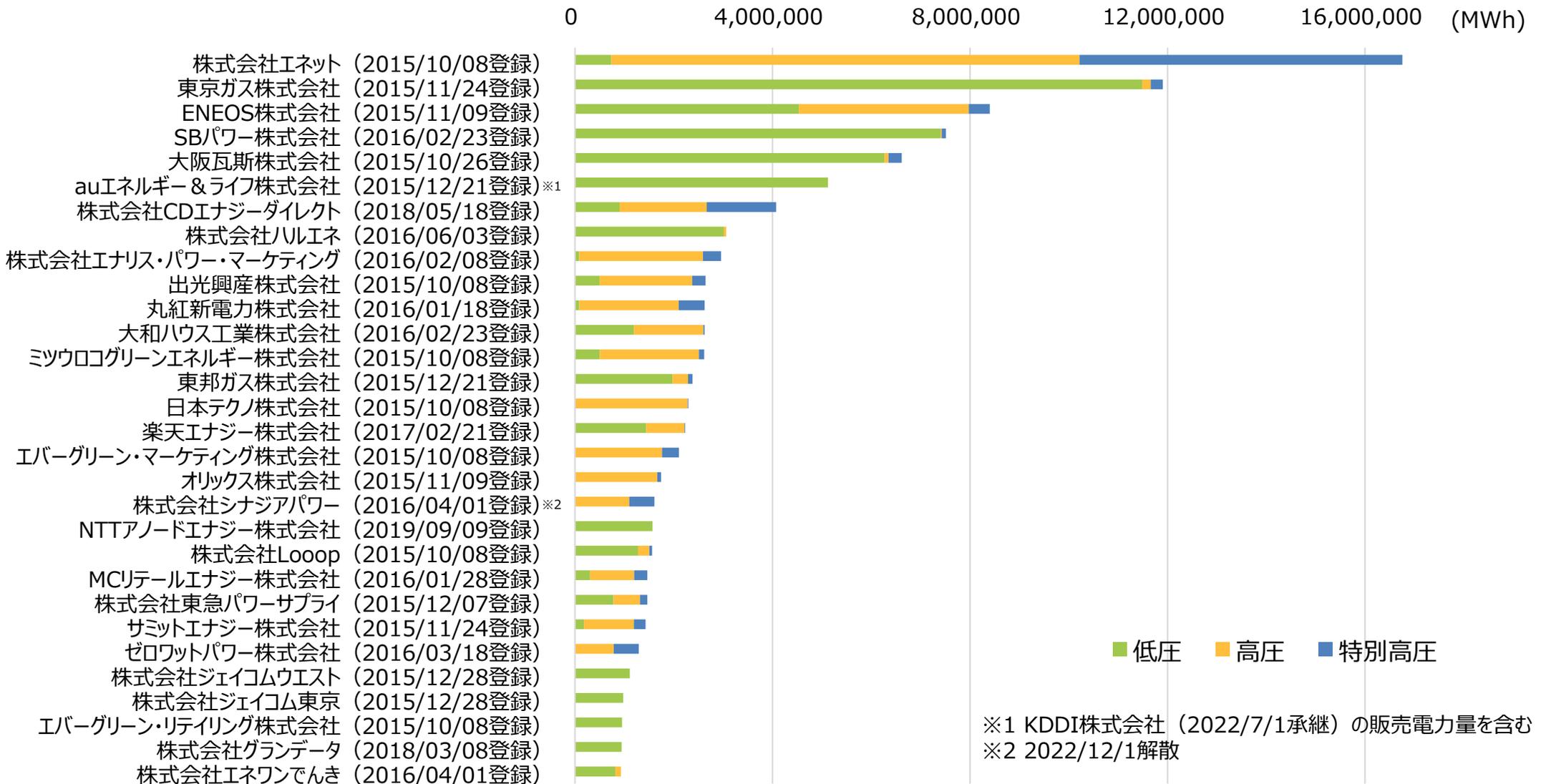
※登録件数は、月末時点で実際に登録されている件数の合計。

※休止、承継、廃止・解散・取消は2016年4月以降の累計。

# 小売電気事業者の販売電力量（2022年度）

## ● 販売電力量（2022年4月分～2023年3月分の合計）の上位30社※は以下のとおり。

※大手電力及び大手電力の100%子会社を除く



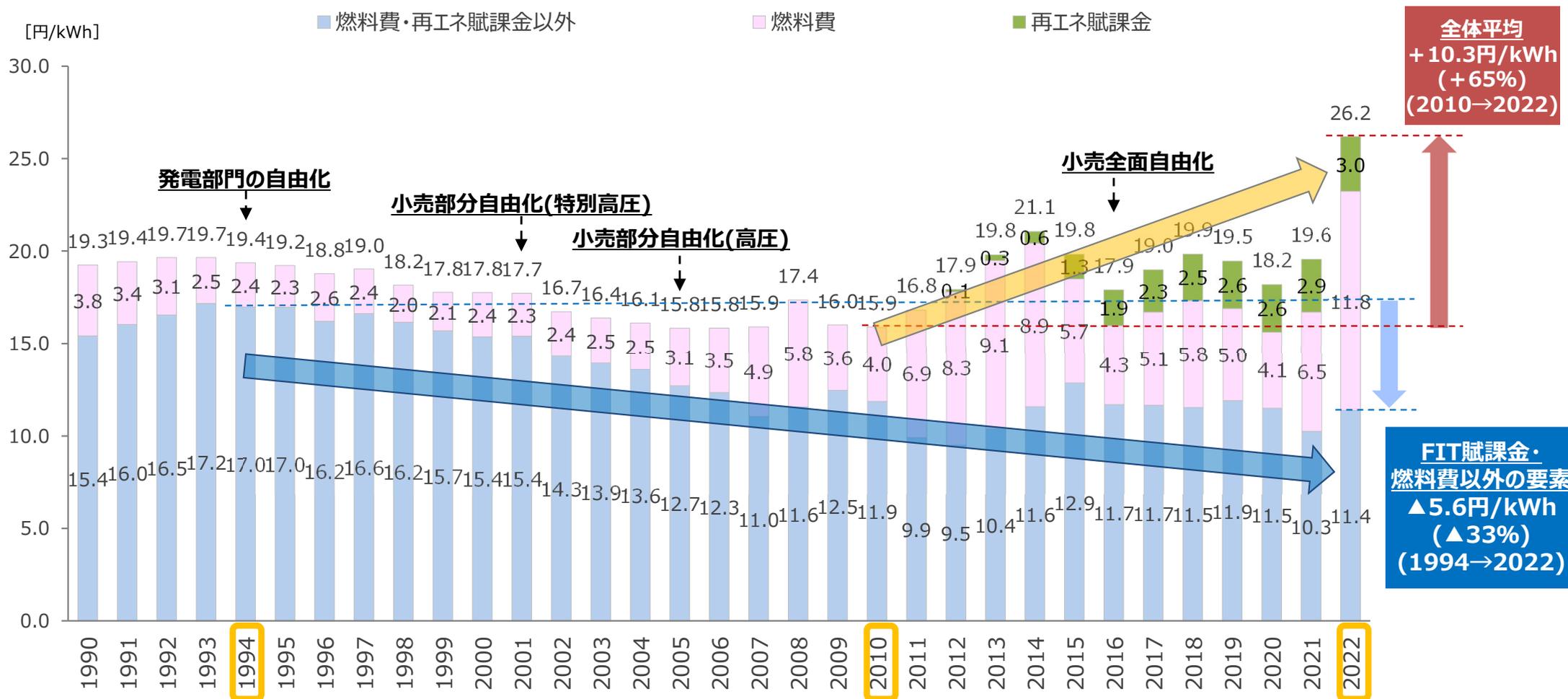
※1 KDDI株式会社（2022/7/1承継）の販売電力量を含む  
 ※2 2022/12/1解散

# 大手電力の電気料金平均単価の推移（1990年度以降）

第64回 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）資料4より抜粋

- 家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、第1次制度改革前(1994年度)に比べ、再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、2022年度は約▲33%低下。
- ただし、東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、2010年度に比べて約+65%上昇。

## 大手電力10社における電気料金平均単価の推移（家庭用・産業用の全体平均）



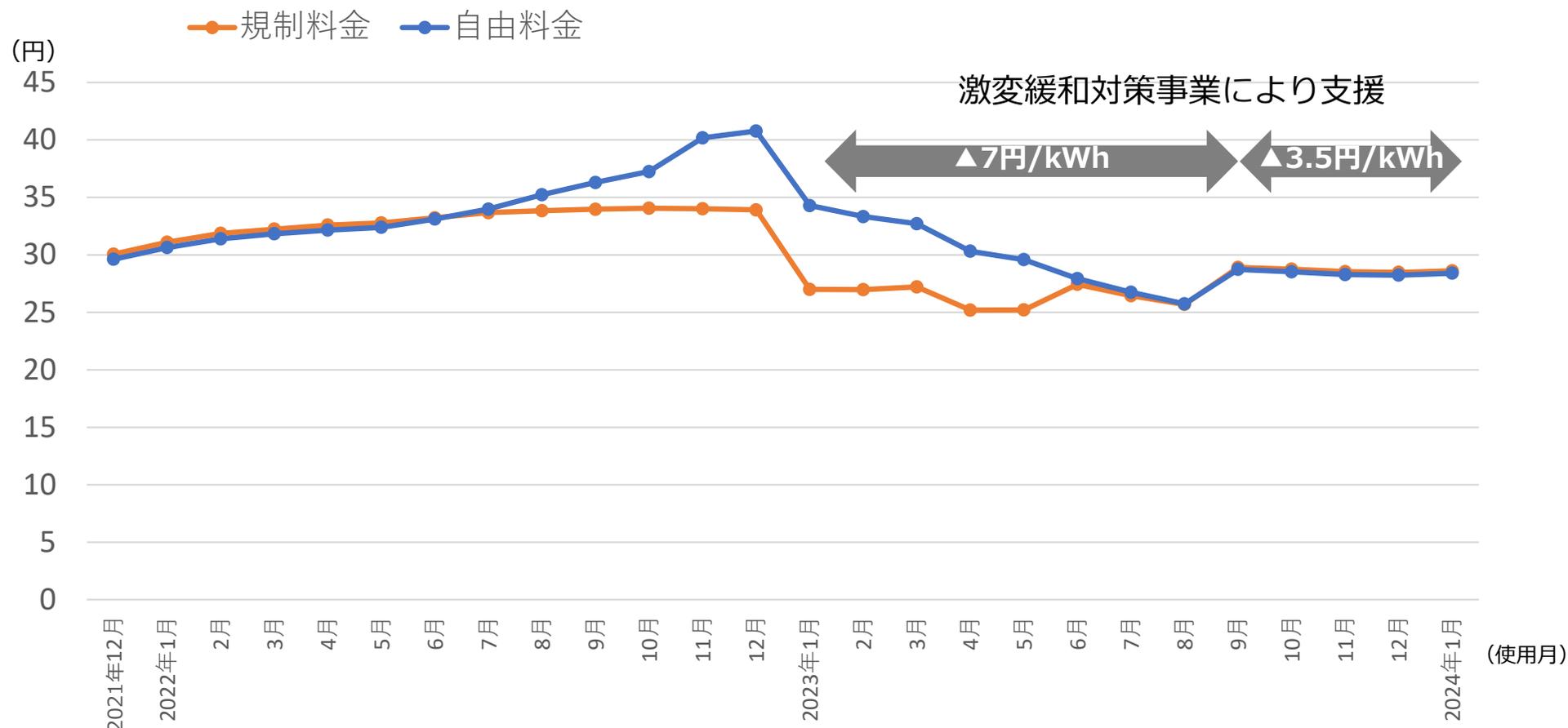
※上記単価は、消費税を含んでいない。

※端数処理により合計した場合などに数値が一致しない場合がある。

(出所) 発受電月報、各電力会社決算資料等を基に作成

# 電気料金単価の推移（2022年1月以降）

- 燃料費調整制度では、3～5か月前の輸入燃料価格が電気料金に反映される。
- 本制度の下、国際燃料価格の高騰に伴い、2022年には電気料金が高騰。大手電力各社の規制料金は、燃調上限に到達。
- 2023年1月以降、激変緩和対策事業により、電気料金の値引きを支援。



※旧一般電気事業者10社規制料金モデルケースとミラーメニューとなる自由料金の加重平均。2023年9月以降の使用量は電力取引報における過去5ヶ年平均を用いて算出。

※2023年4月の値下げは再エネ賦課金の見直し（3.45→1.40円/kWh）によるもの。

※2023年6月の値上げは10社中7社における規制料金値上げによるもの。

※2023年9月の値上げは激変緩和対策事業の支援単価変更（7→3.5円/kWh）によるもの。

（出所）各社HP、電力取引報より

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。2023年1月～9月使用分まで措置されることとなっていたが、2023年8月、物価高に対応する経済対策を策定し、実行するまでの間、支援を継続することを決定。
- 2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することとした。

## 現在の値引き単価

### <電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

### <都市ガス>

15円/m<sup>3</sup>

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

(参考) 2023年1月～8月使用分の値引き単価

<電気> 低圧：7円/kWh 高圧：3.5円/kWh

<都市ガス> 30円/m<sup>3</sup>

# 新電力の休廃止等の状況

- 電力市場価格が高騰した2022年1月以降、小売電気事業の休止・廃止・解散に至った新電力は83社。

2022年1月～12月

①	トーセキ（廃止）
②	NECファシリティーズ（廃止）
③	トリニクス（廃止）
④	SORAシム（廃止）
⑤	宮城電力（廃止）
⑥	広島電力（廃止）
⑦	札幌電力（廃止）
⑧	西日本電力（廃止）
⑨	東海電力（廃止）
⑩	東日本電力（廃止）
⑪	福岡電力（廃止）
⑫	情報ハイウェイ協同組合（廃止）
⑬	ホープエナジー（廃止）
⑭	サン・ビーム（廃止）
⑮	ギフト（廃止）
⑯	エイワット（休止）
⑰	郡上エネルギー（廃止）
⑱	SankoIB（廃止）
⑲	アンビット・エナジー・ジャパン（廃止）
⑳	GYRO HOLDING（廃止）
㉑	つづくみらいエナジー（休止）
㉒	みの市民エネルギー（廃止）
㉓	プログレスエナジー（廃止）
㉔	エルピオ（休止）
㉕	はまエネ（廃止）

㉖	FTエナジー（解散）
㉗	フィット（休止）
㉘	ベーシックネットワーク（廃止）
㉙	TOKYO油電力（休止）
㉚	弥富ガス（休止）
㉛	OVOエナジー・ジャパン（廃止）
㉜	Nature（休止）
㉝	フライングエステート（休止）
㉞	ウエスト電力（休止）
㉟	石川電力（廃止）
㊱	森の灯り（廃止）
㊲	ISEエナジー（解散）
㊳	加賀市総合サービス（休止）
㊴	緑屋電気（休止）
㊵	コープでんき東北（休止）
㊶	日本電灯電力販売（廃止）
㊷	エージーピー（休止）
㊸	登米電力（休止）
㊹	F-power（廃止）
㊺	ワラビ（廃止）
㊻	サイホープロパティーズ（廃止）
㊼	寝屋川電力（休止）
㊽	メディロム（廃止）
㊾	メディアクラウド（廃止）
㊿	ネクストワンインターナショナル（廃止）

2023年1月～12月

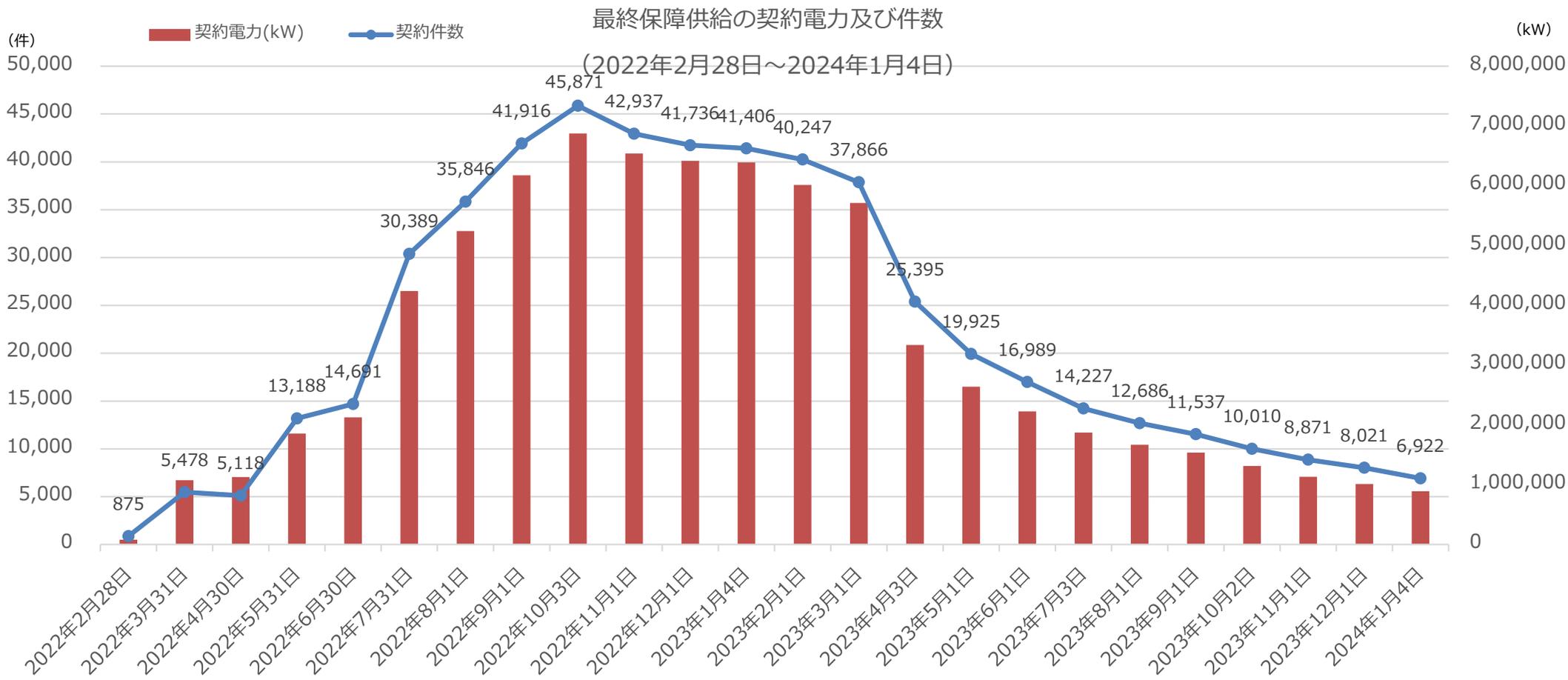
①	Peak8（休止）
②	ケアネス（廃止）
③	フラットエナジー（休止）
④	エア・ウォーター（廃止）
⑤	トーヨーエネルギーファーム（廃止）
⑥	OptimizedEnergy（解散）
⑦	藤井産業（廃止）
⑧	ビジョン（廃止）
⑨	TEPCOライフサービス（廃止）
⑩	TOSMO（廃止）
⑪	レックスイノベーション（廃止）
⑫	ブライト（廃止）
⑬	エイチティーピー（休止）
⑭	eConsulting（休止）
⑮	ナンワエナジー（休止）
⑯	熊本電力（解散）
⑰	富山電力（休止）
⑱	九州スポーツ電力（休止）
⑲	アスエネ（廃止）
⑳	岩手電力（休止）
㉑	電力保全サービス（休止）
㉒	翠光トップライン（休止）
㉓	グリーンナ（休止）
㉔	ネクシーズゼロ（休止）
㉕	JR西日本住宅サービス（廃止）

㉖	インフォシステム（廃止）
㉗	シナジアパワー（解散）
㉘	大和ライフエナジア（廃止）
㉙	Cross Border（休止）
㉚	大阪いずみ市民生活協同組合（休止）
㉛	生活協同組合コープしが（休止）
㉜	地元電力（解散）
㉝	宮交シティ（廃止）

（出所）  
電気事業法に基づく届出（令和5年12月31日時点）

# 最終保障供給の契約電力及び件数の推移

- 一般送配電事業者が行う最終保障供給は、すべての需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するためのセーフティネットとの位置付け。
- **国際燃料価格やスポット市場価格が高騰した2022年春以降、多くの新電力が撤退や事業を縮小。他の大手電力や新電力への切り替えができず最終保障供給を受ける需要家が増加。**
- 大手電力が標準メニューでの受付を再開（2023年4月供給開始）したことにより、最終保障供給を受ける需要家は減少。



(出典) 電力・ガス取引監視等委員会 公表資料を基に資源エネルギー庁作成

## **2. (2) 送配電の広域化・中立化**

# 送電線の整備に関する経緯

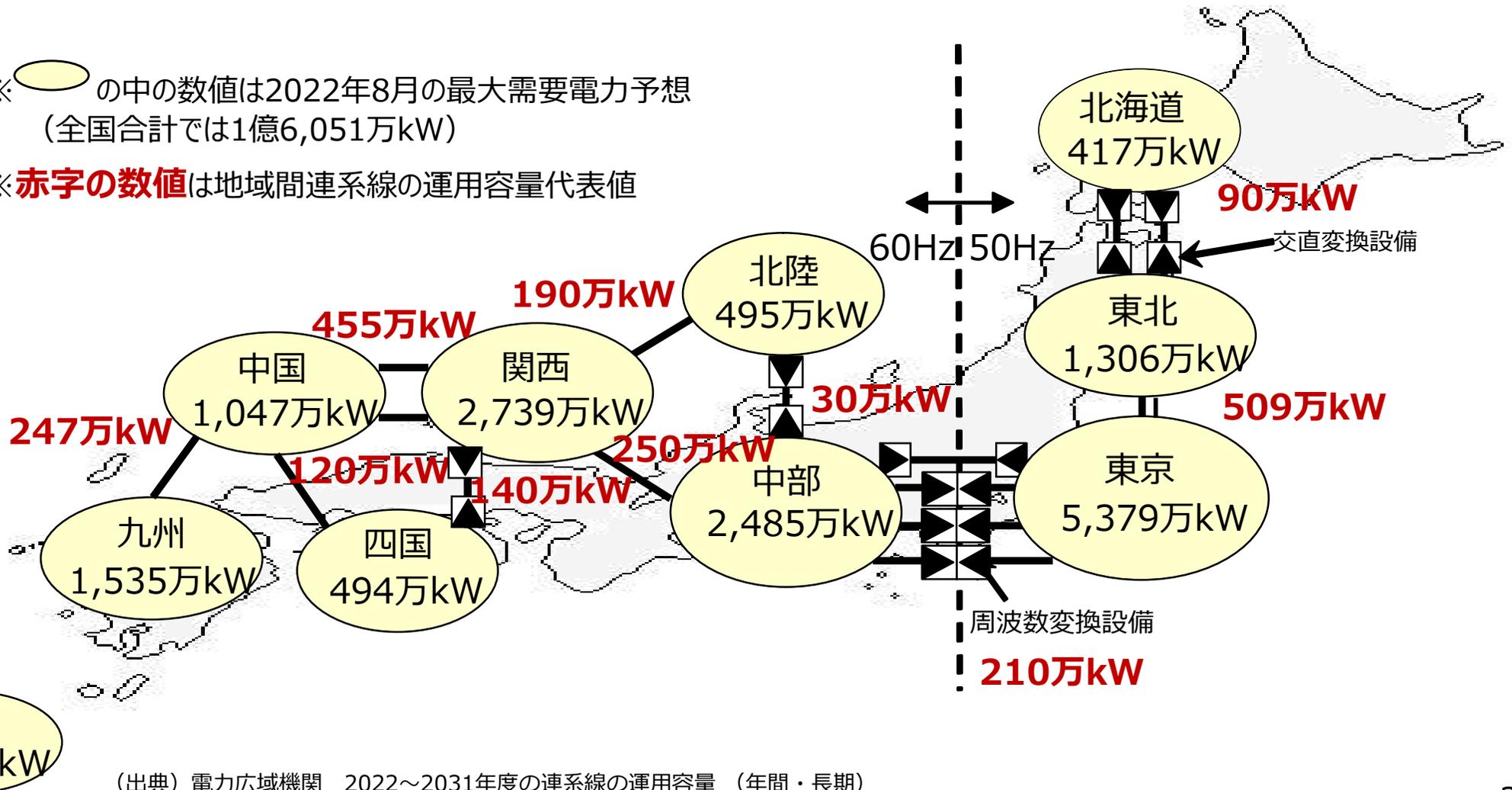
- 従来、送電線の整備は、電力会社の供給エリアごとに行われてきたが、電力システム改革により、中立的な送配電ネットワークの構築と広域的な電力供給を進めるべく、電力広域的運営推進機関の創設（2015年4月）や、送配電部門の法的分離（2020年4月）などを進めてきた。
- この成果として、地域間連系線や周波数変換設備の増強、需給ひっ迫時の地域間融通などの取組が進展。
- 引き続き、電力の安定供給確保は大前提であり、周波数を維持し安定供給を実現するため、一般送配電事業者は、需要と供給を最終的に一致させる調整力を確保するという、極めて重要な役割を担っている。そのため、これまでに、調整力公募の実施や、需給調整市場の開設による調整力の確保、kW/kWh公募の実施などを進めてきた。
- こうした中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネ大量導入と電力の安定供給を支える送電線整備がより一層重要となっている。これを踏まえ、地域間連系線を含む送電線の増強については、再エネの大量導入に計画的に対応する「プッシュ型」の整備に転換している。
- このように、送電線の整備に関する環境は変化しており、今後は、再エネ大量導入と電力安定供給の確保に向け、更に計画的かつ効率的な設備投資が求められる。

# 【参考】我が国の送配電網

- これまで、電力会社の供給エリアごとに送配電網が整備されてきた。
- このような歴史的経緯から、我が国では、エリア間の「地域間連系線」や、東日本と西日本とを繋ぐ周波数変換設備の容量が小さい。

※  中の数値は2022年8月の最大需要電力予想  
(全国合計では1億6,051万kW)

※ **赤字の数値**は地域間連系線の運用容量代表値

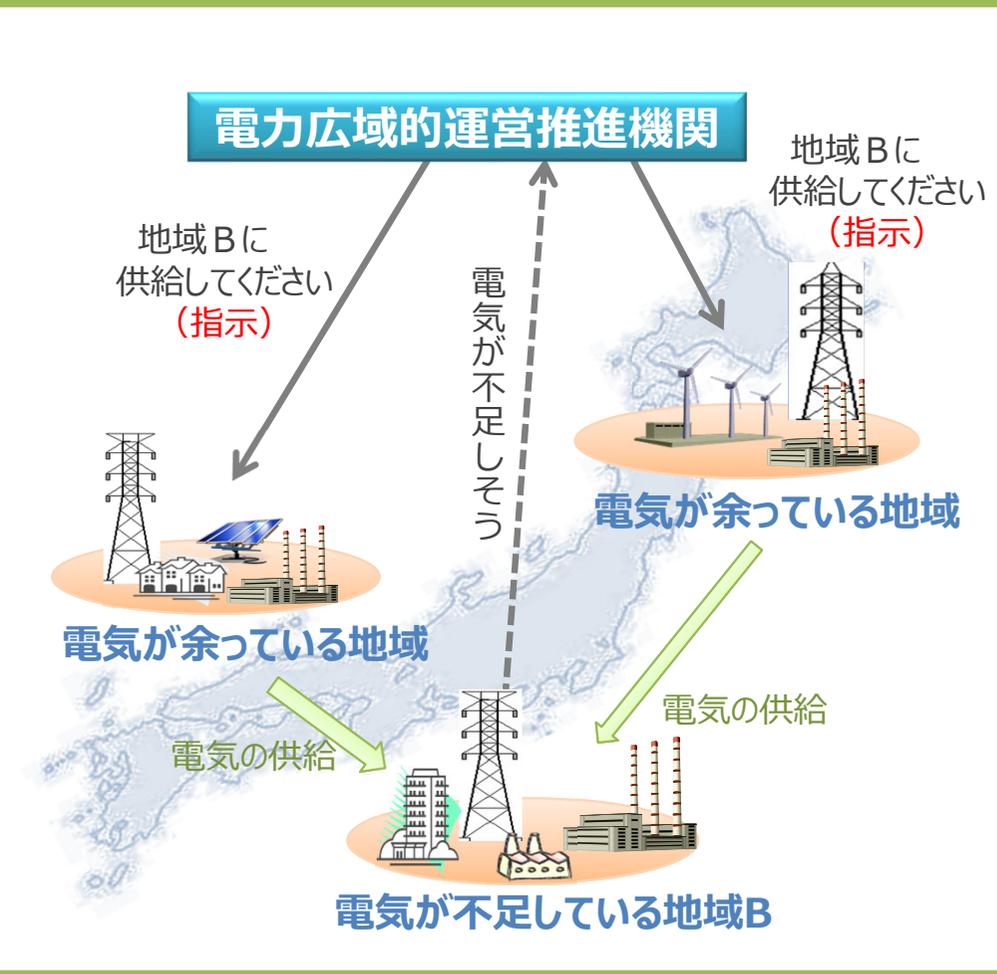


(出典) 電力広域機関 2022~2031年度の連系線の運用容量 (年間・長期)  
[https://www.occto.or.jp/renkeisenriyou/oshirase/2021/files/1\\_2022\\_2031\\_unyouyouryou.pdf#page=13](https://www.occto.or.jp/renkeisenriyou/oshirase/2021/files/1_2022_2031_unyouyouryou.pdf#page=13)

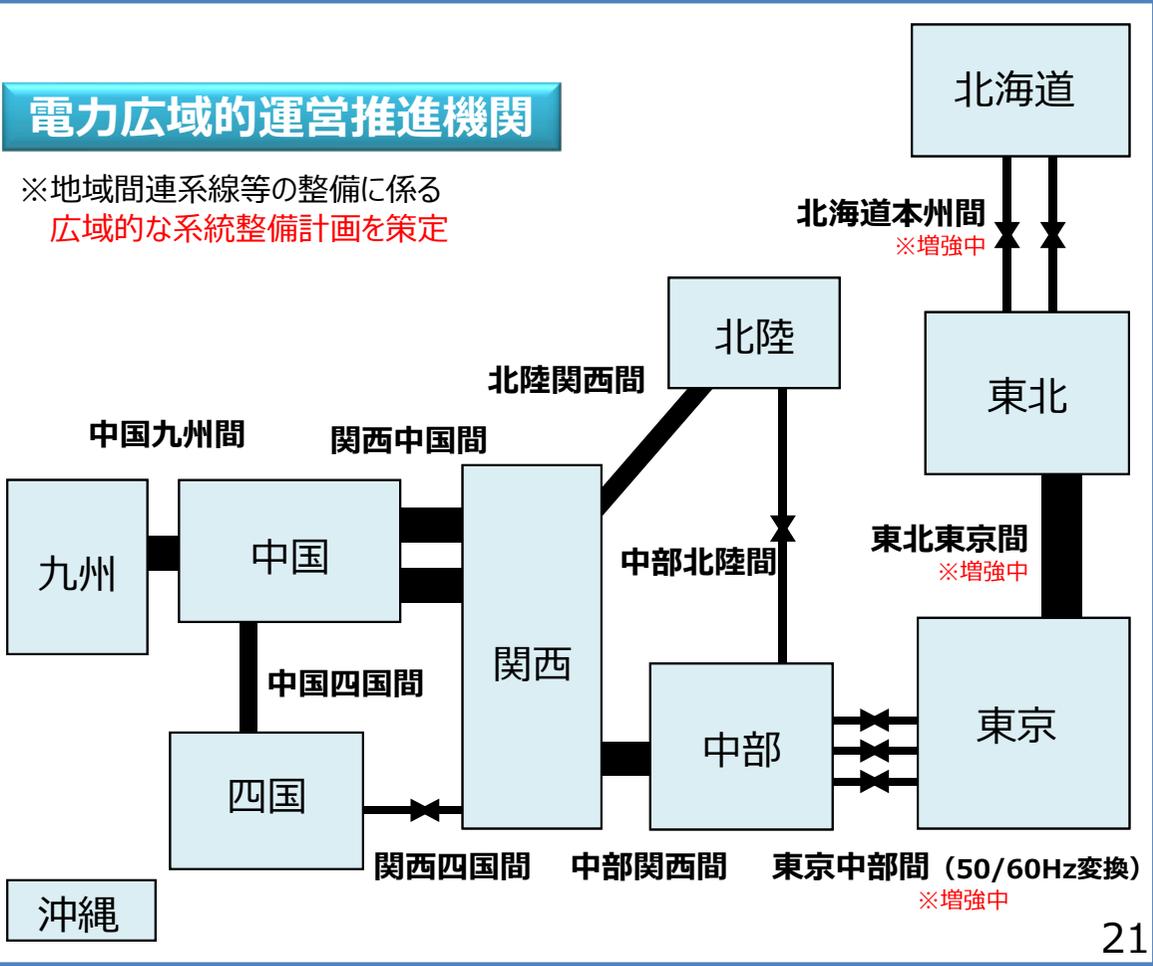
# 電力広域的運営推進機関（OCCTO）の概要

- 2015年4月、送配電網の広域運用の司令塔として、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）を創設。
- 電力広域機関は、需給ひっ迫時における地域間の需給調整や、地域間連系線等の増強の推進を通じ、全国大での効率的な電力流通の実現を目指す。

## 地域間の需給調整



## ② 地域間連系線の整備



# 電力広域機関による電力融通指示（2022年度）

- 電力広域機関は、電気の需給の状況が悪化又は悪化するおそれがある場合に、電気事業法に基づき、電気事業者に対し、需給状況を改善するための指示を行うことができる。
- 2022年度は、高気温による想定以上の需要増加や太陽光発電の出力減少に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化するおそれがあったため、一般送配電事業者に対し電力を受電する指示を24回実施した。

## ■ 広域機関による一般送配電事業者に対する指示の年間実績

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
全国	2	2	10	25	6	226	21	24

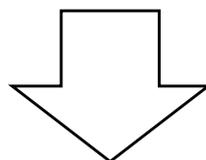
[回]

- これまでは、電源からの要請に都度対応する「**プル型**」の**系統整備**であったところ、**再エネの大量導入に計画的に対応する「プッシュ型」の系統整備に転換**している。
- 具体的に、広域連系系統については、**電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）**を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う。

## ＜送電網整備の考え方の転換＞

これまで

増強要請に都度対応（**プル型**）  
→結果として増強工期長期化、非効率に



今後

**将来の電源ポテンシャルを見据えて**  
**計画的に対応（プッシュ型）**

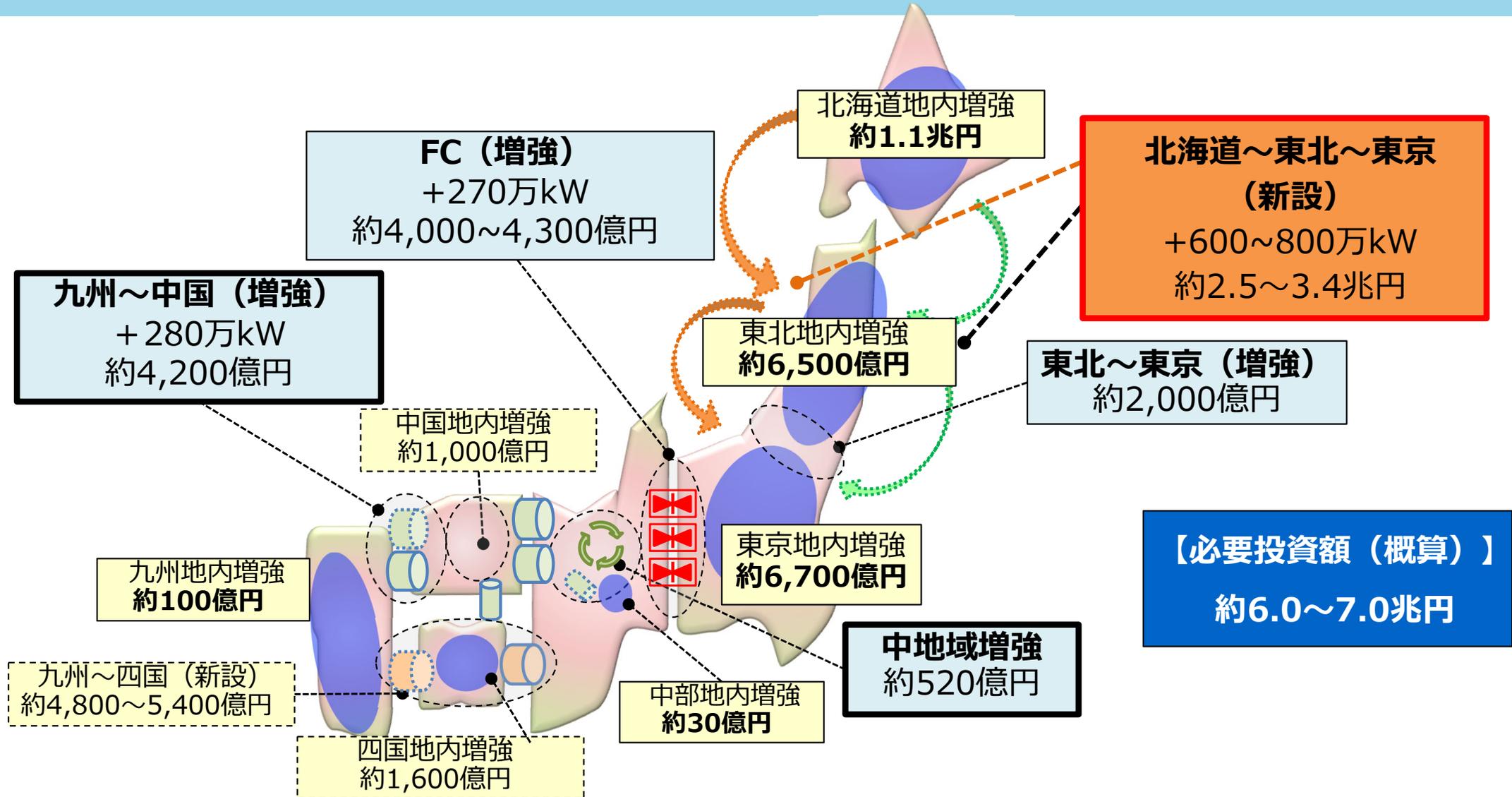
### （広域連系系統の場合）

- ① 電力広域機関が広域系統整備計画を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、一般送配電事業者等が送電網を整備

# 「マスタープラン」の概要

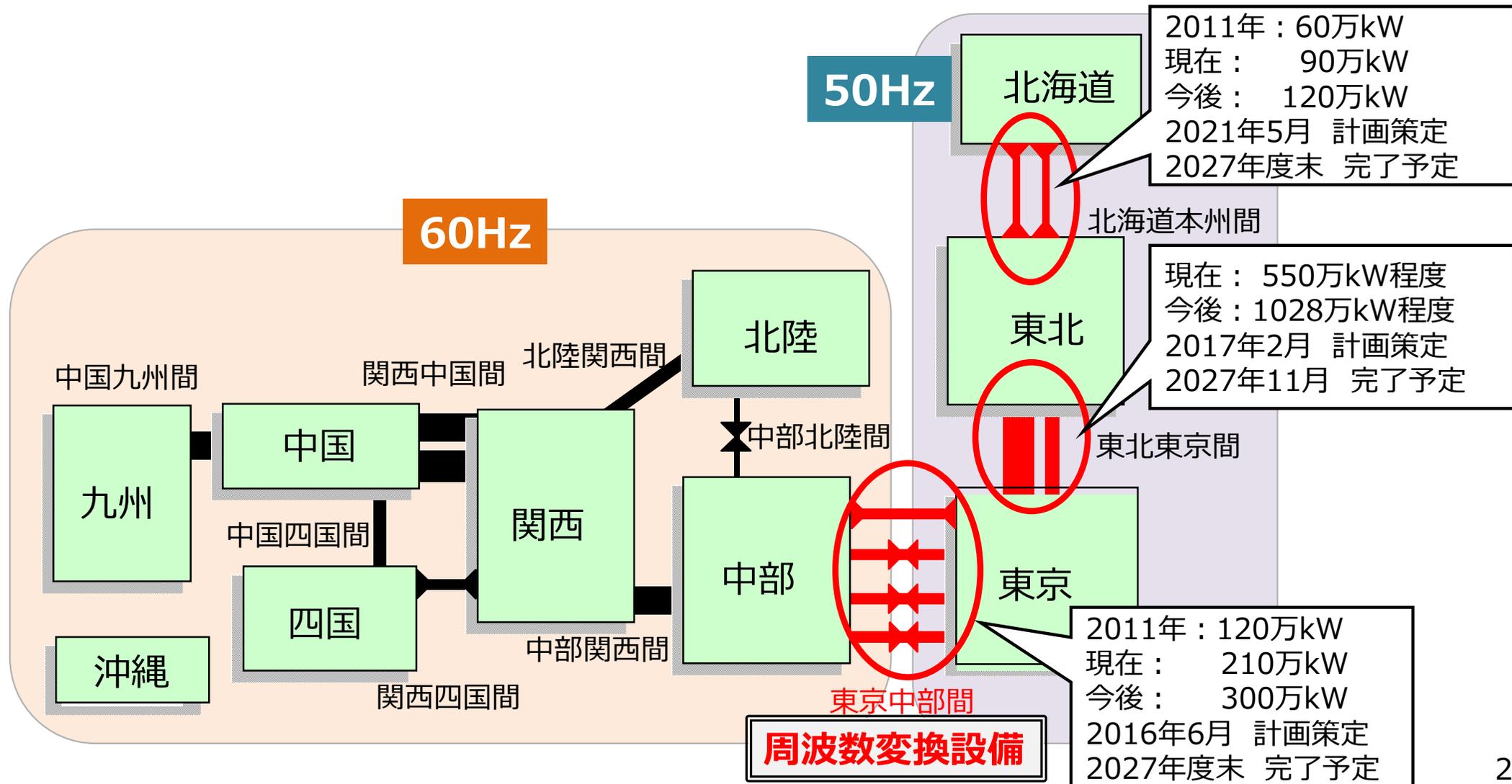
第52回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会  
(2023年6月21日) 資料2より抜粋 (一部修正)

- 再エネ大量導入とレジリエンス強化のため、電力広域的運営推進機関において、2050年カーボンニュートラルも見据えた、広域連系システムのマスタープランを2023年3月29日に策定・公表した。
- 並行して、北海道～本州間の海底直流送電等について、具体的な整備計画の検討を開始。



# 【参考】現在の地域間連系線の整備状況

- 北海道本州間連系設備（新々北本）（北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク）
- 東北東京間連系線（東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド）
- 東京中部間連系設備（東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、電源開発送変電ネットワーク）



- マスタープランを踏まえた設備増強は、**全国に裨益する便益を含めた社会的便益が費用を上回る**との判断に基づき実施されるもの。
- これを踏まえ、将来の電源ポテンシャルを踏まえた**プッシュ型のマスタープランを策定**した上で、その増強費用を全国で支える仕組みとして、**再エネ由来の効果分（価格低下・CO2削減）に対応した負担**について、①**再エネ特措法上の賦課金方式（系統設置交付金）**や、②**JEPX値差収益の活用**により確保するスキーム（**全国調整スキーム**）の大枠を、エネルギー供給強靱化法において実現。

## ○社会的便益（効果：3E）

1. 価格低下  
(安価な電力の広域流通)

2. CO2削減

3. 安定供給  
(停電率減少)

原則全国負担

各地域負担

全国の託送料金

再エネ特措法の  
賦課金方式

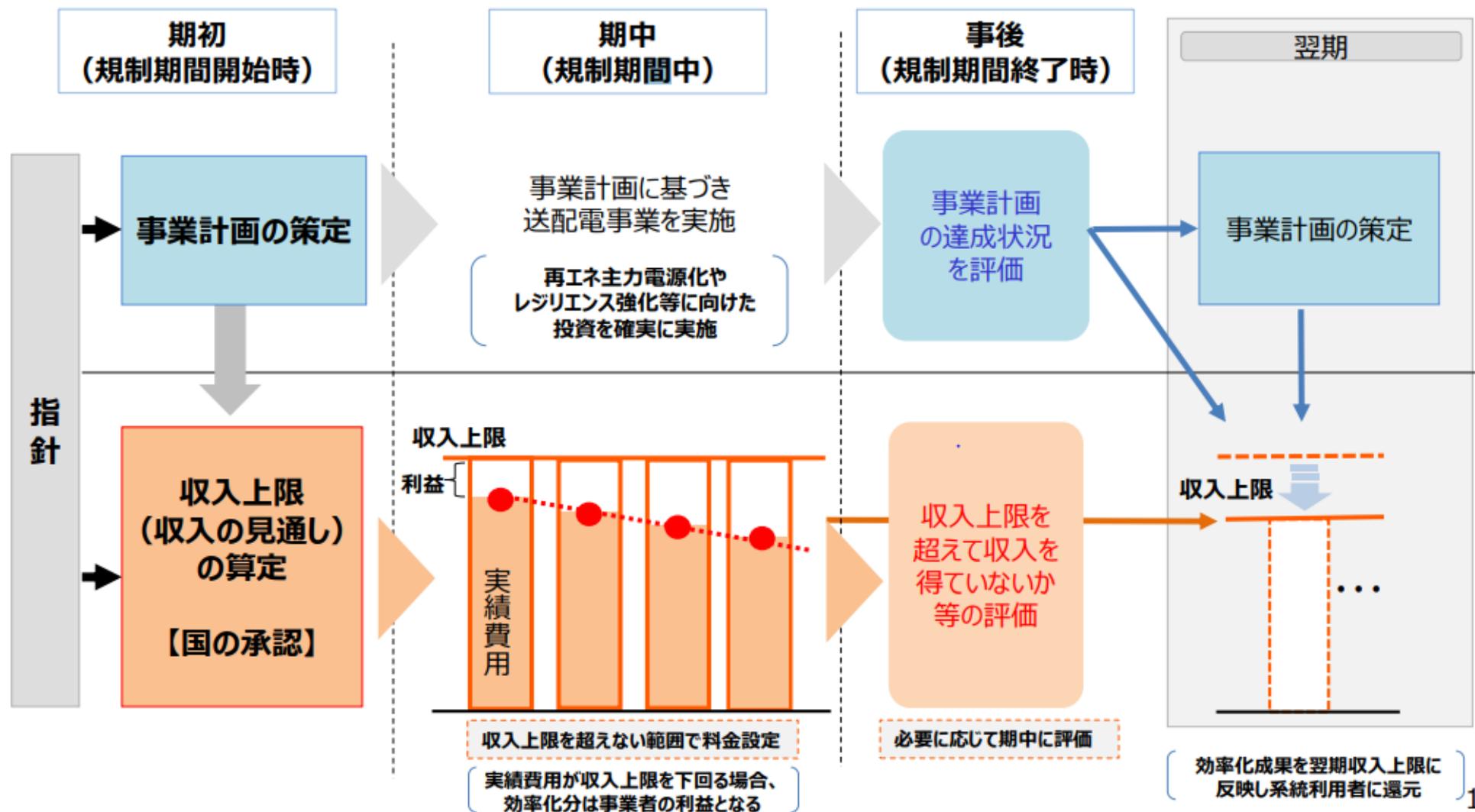
各地域の託送料金

# レベニューキャップ制度の概要

託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間  
とりまとめ 詳細参考資料（2021年11月）

## 新しい託送料金制度の全体像

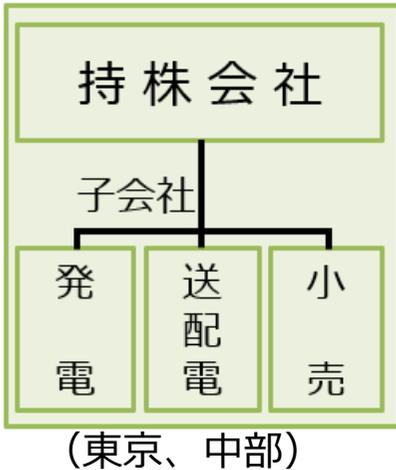
- 新しい託送料金制度では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとされている。本制度が、一般送配電事業者が、送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細を設計していく必要がある。



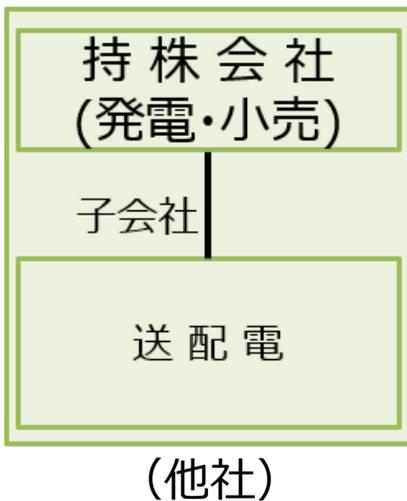
# 送配電部門の「法的分離」

- 発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保を図ることを目的に、2020年4月に法的分離（送配電部門全体の別会社化）を実施。これにより、送配電会社は、発電・小売電気事業との兼業が原則禁止されている。

## ＜持株会社方式＞



## ＜発電・小売親会社方式＞



## 法的分離（2020年4月1日）以降の各社の事業形態

### 従前

会社名	ロゴマーク（商標）
北海道電力	
東北電力	
東京電力	
中部電力	
北陸電力	
関西電力	
中国電力	
四国電力	
九州電力	
沖縄電力	
電源開発	

### 分社化後（2020年4月～）

分社方式	送配電会社名	ロゴマーク（商標）
発電・小売親会社方式	北海道電力ネットワーク株式会社	
発電・小売親会社方式	東北電力ネットワーク株式会社	
HD方式	東京電力パワーグリッド株式会社 (2016年4月分社化済)	
HD方式	中部電力パワーグリッド株式会社	
発電・小売親会社方式	北陸電力送配電株式会社	
発電・小売親会社方式	関西電力送配電株式会社	
発電・小売親会社方式	中国電力ネットワーク株式会社	
発電・小売親会社方式	四国電力送配電株式会社	
発電・小売親会社方式	九州電力送配電株式会社	
対象外（2019年6月に発電小売事業との兼業を認可済み）		
発電親会社方式	電源開発送変電ネットワーク株式会社	

- ※ 東京・中部ともに持株会社は原子力・再生可能エネルギーの発電事業を有する。
- ※ 東京・中部の火力発電事業は2019年4月、株式会社JERAへ統合済み。
- ※ 東京電力は2016年に分社化済。

# 送配電部門における「行為規制」

- 送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や業務委託等について適切な「行為規制」を講じている。

## 一般送配電事業者における「行為規制」の概要

### 1. 兼職等に関する規律

- (1) 取締役又は執行役は特定関係事業者（＝グループ会社）の取締役又は執行役等を兼業してはならない。
- (2) 特定関係事業者の従業者を、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務に従事させてはならない。（適正な競争関係を阻害するおそれがない場合を除く）

### 2. 情報の目的外利用・提供の禁止

- (1) 託送供給等の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報を当該業務（及び再エネ特措法の業務）の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

### 3. 差別的取扱いの禁止

- (1) 送配電等業務に関し、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならない。

### 4. グループ内での取引に関する規律

- (1) 通常の見積条件と異なる条件で、特定関係事業者等と取引を行ってはならない。  
（やむを得ない事情があり、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けた場合はこの限りではない）

### 5. 業務の受委託等に関する規律

- (1) 託送供給等の業務等を特定関係事業者及びその子会社等に委託してはならない。  
（災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合等はこの限りではない）
- (2) 最終保障供給・離島供給の業務を委託する際は公募しなければならない。
- (3) 特定関係事業者から小売電気事業、発電事業等の業務を受託してはならない。  
（災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合等はこの限りではない）

### 6. 情報の適正な管理のための体制整備等

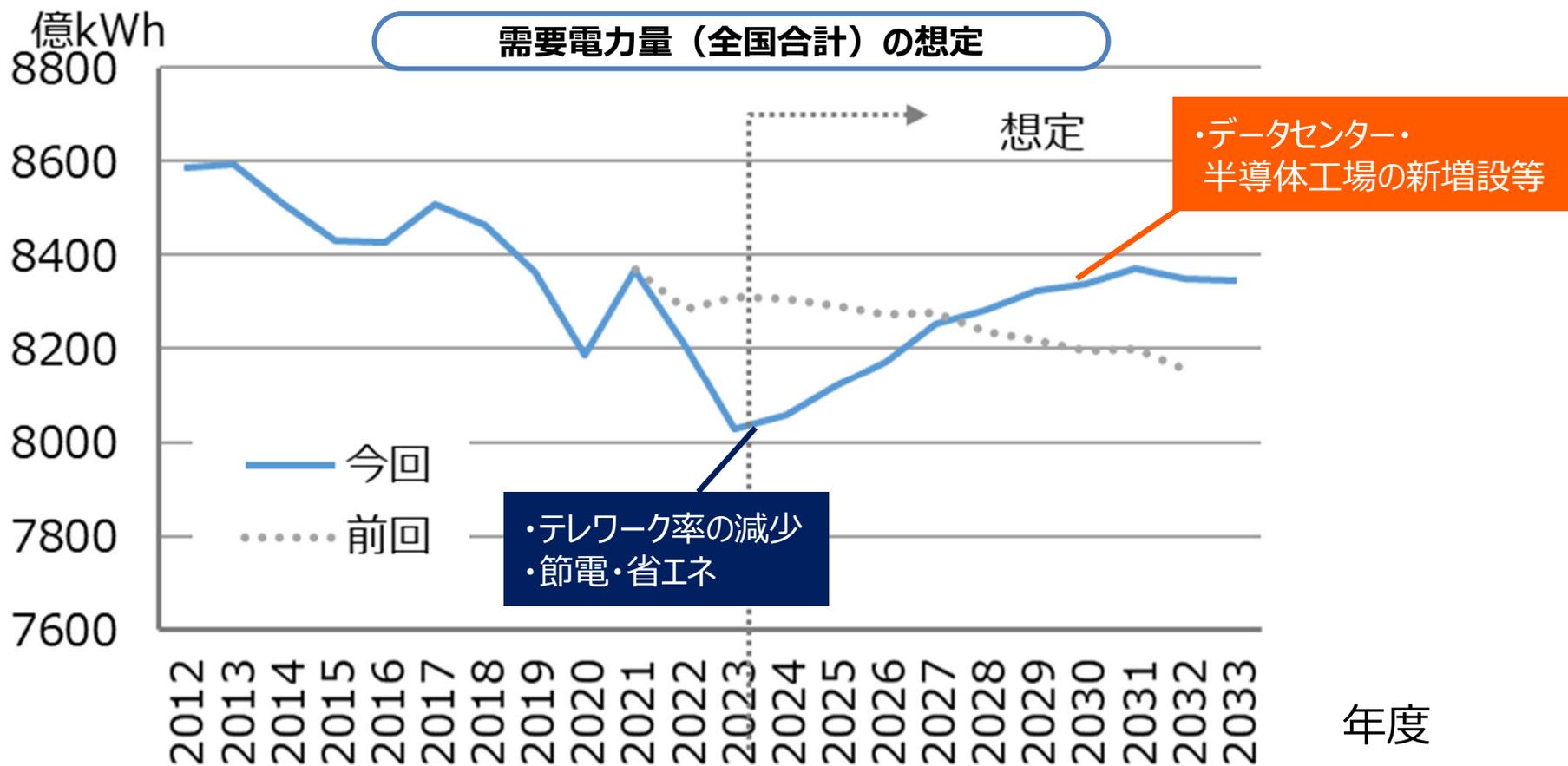
- (1) 託送供給等の業務に関して知り得た情報その他業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## **2. (3) 供給力の確保**

# 今後10年の電力需要の想定

- 毎年、電力広域的運営推進機関は、一般送配電事業者から提出された電力需要の想定を取りまとめ公表。
- 本年1月24日に公表された想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門の電力需要は減少傾向だが、**データセンターや半導体工場の新増設等による産業部門の電力需要の大幅増加により、全体として電力需要は増加傾向**となった。

※電力広域的運営推進機関が業務規程第22条の規定に基づき、2024年度供給計画における需要想定的前提となる人口、国内総生産（GDP）、鉱工業生産指数（IIP）その他の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定。



# 【参考】2022年3月22日 東京電力管内における需給ひっ迫について

## 背景・要因

### (1) 地震等による**発電所の計画外停止**及び**地域間連系線の運用容量低下**

#### ①3/16の福島県沖地震の影響

- JERA広野火力等計335万kWが計画外停止 (東京分110万kW)
- 東北から東京向けの送電線の運用容量が半減 (500万kW→250万kW)

#### ②3/17以降の発電所トラブル

- 電源開発磯子火力等計134万kWが計画外停止

### (2) 真冬並みの寒さによる**需要の大幅な増大**及び悪天候による太陽光の出力減

- 想定最大需要4,840万kW ※東日本大震災以降の3月の最大需要は4,712万kW (発電端値)
- 太陽光発電の出力は最大175万kW (設備容量の1割程度)

### (3) 冬の高需要期 (1・2月) 終了に伴う**発電所の計画的な補修点検**

- 今冬最大需要 (5,374万kW) の1月6日と比べ計511万kWの発電所が計画停止

## 対応

- ✓火力発電所の出力増加、自家発の焚き増し、補修点検中の発電所の再稼働
- ✓**他エリアからの最大限の電力融通** (他エリア⇒東京電力 2,000万kWh程度)
- ✓小売電気事業者から大口需要家への節電要請
- ✓**需給ひっ迫警報 (節電要請) の発令** (節電効果計約4,400万kWh)

# 【参考】2022年6月27日からの東京電力管内を中心とする需給ひっ迫

## 背景・要因

### (1) 6月にしては異例の暑さによる需要の大幅な増大

– 6月26日時点の、翌27日の東電管内の想定最大需要5,276万kW

※東日本大震災以降の6月の最大需要は4,727万kW

– 6月27日には平年より22日早い梅雨明け（関東甲信地方では平年7月19日頃）

### (2) 夏の高需要期（7・8月）に向けた発電所の計画的な補修点検

– 6月30日から7月中旬にかけて約715万kWの火力発電所が順次稼働予定

## 対応

✓火力発電所の出力増加、自家発の焚き増し、補修点検中の発電所の再稼働

✓他エリアからの電力融通（東京東北間の運用容量拡大(55万kW)、東京中部間のマージン開放(60万kW)、水力両用機の切り替え(16万kW)）

✓小売電気事業者から大口需要家への節電要請

✓国による東京エリアへの電力需給ひっ迫注意報の発令（6月26日から継続）

✓一般送配電事業者による北海道、東北、東京エリアにおける需給ひっ迫準備情報の発表（6月27日及び28日）

# 【参考】供給力の見通しと確保するための仕組み（2024年度以降）

## 中長期（1年超）

## 短期（1年以内）

### 供給計画

### 電力需給検証

需要
供給力
電力需給 バランス検証

一般送配電事業者が、電力広域機関が公表する経済見通し、その他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情等を考慮し需要を想定

供給力は、(a-b-c-d)等による1時間平均電力の合計  
 a: 発電所及び蓄電所の設備容量  
 b: 大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分  
 c: 計画補修等による停止電力  
 d: 最大需要電力発生時に必要となる所内消費電力（自家消費電力がある場合はそれも含む）

全国大及び各エリアの前年度及び第一・二年度の電力需給バランスを評価（短期）  
 全国大及び各エリアの第三年度～第十年度の電力需給バランスを評価（長期）

供給計画のH3需要をベースに  
 猛暑・厳寒H1需要を想定

供給計画をベースに、至近の状況を反映

猛暑・厳寒H1需要に対して  
 予備率3%の確保の確認

目的
供給時期
費用負担

容量市場 (メインオークション)	長期脱炭素電源 オークション	予備電源	電源入札
中長期的な供給力の確保	脱炭素電源による供給力の確保	大規模災害等に備えた供給力の予備	供給力確保を担保するセーフティネット
4年後	電源種別※	2～3年後	(不定期)
容量拠出金（小売） （一部託送料金）		託送料金	

容量市場 (追加オークション)	kW公募
中長期的な供給力確保の補完	追加の供給力対策
実需給1年前	実需給数ヶ月前
容量拠出金（小売） （一部託送料金）	託送料金

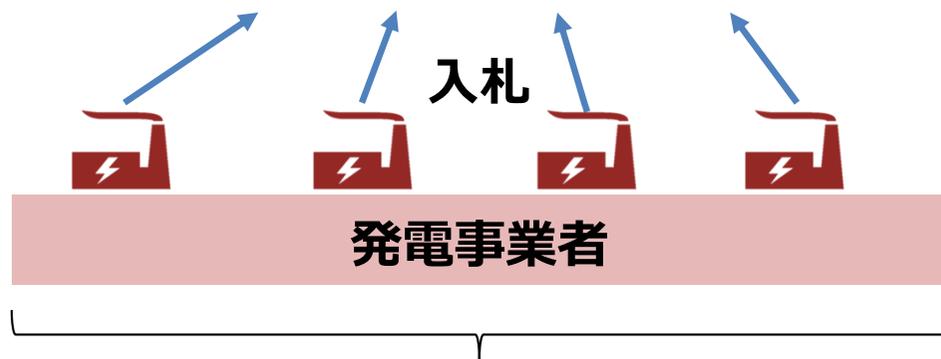
※原子力：17年、水力：12年、水素・アンモニア混焼改修：11年 等

# 容量市場の仕組み

- 電力広域的運営推進機関は、実需給年度の4年前に容量市場のオークションを開催し、**発電事業者等から全国で必要な供給力を募集**。オークションに応札があった電源等のうち、金額が安いものから順に落札され、約定価格が決定。
- 発電事業者等は、容量確保契約で定められた義務を履行することで、**約定価格に応じて決められた「容量確保契約金」を受け取る**。その原資は、**小売電気事業者や一般送配電事業者等が支払う「容量拠出金」**によって賄われる。

## オークションの開催

電力広域的運営推進機関  
入札価格の安い電源から落札  
(シングルプライスオークション)



### 供給力の必要量を調達

従来一体で取引されていた電力の価値のうち、kW価値を取引

○容量市場 → 将来の供給力(kW価値)

○卸売市場 → 電力量 (kWh価値)

## 容量に対する支払い

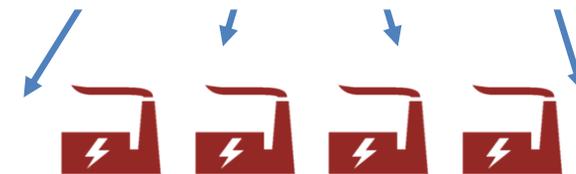
小売電気事業者  
電源を確保するための費用を支払い

### 容量拠出金



電力広域的運営推進機関

### 容量確保契約金



発電事業者

電力を供給可能な状態にしておく必要

4年後

# 容量市場メインオークション結果概要（第1回～第4回）

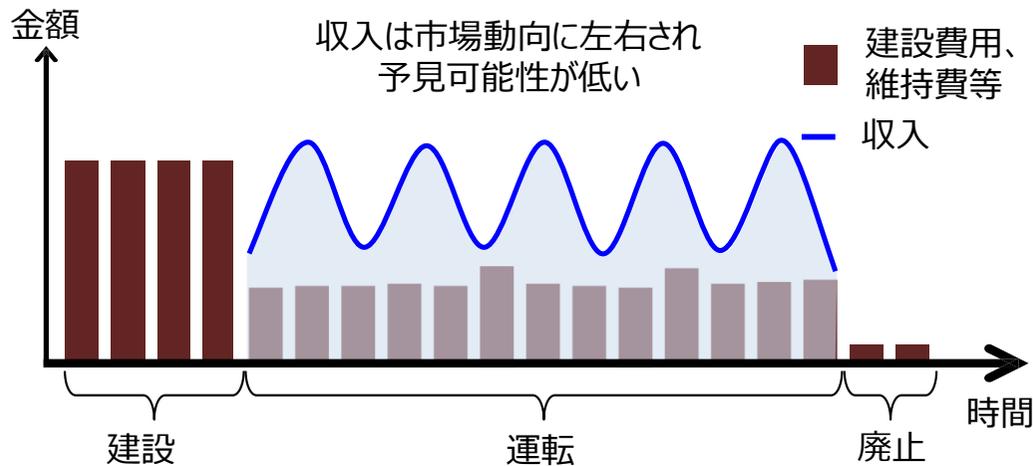
		第1回	第2回	第3回	第4回
実施年度		2020	2021	2022	2023
実需給年度		2024	2025	2026	2027
約定総容量（万kW）		16,769	16,534	16,271	16,745
エリアプライス （円/kW）	北海道	14,137	5,242	8,749	13,287
	東北		3,495	5,833	9,044
	東京			5,834	9,555
	中部			5,832	7,823
	北陸				7,638
	関西				
	中国				
	四国				
九州	5,242	8,748	11,457		
約定総額（経過措置控除後） （億円）		15,987	5,140	8,504	13,140
総平均単価（経過措置控除後） （円/kW）		9,534	3,109	5,226	7,847

（出典）約定総容量、エリアプライス、約定総額（経過措置控除後）については、電力広域的運営推進機関が公表している各オークションの約定結果  
 総平均単価（経過措置控除後）については「約定総額（経過措置控除後）÷約定総容量」にて算出

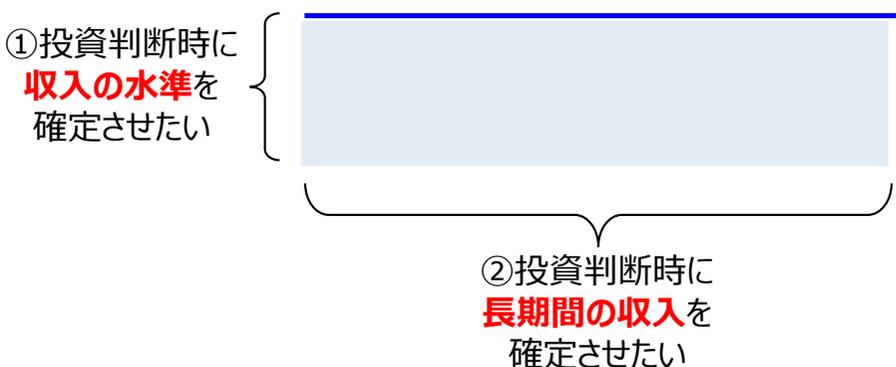
# 長期脱炭素電源オークションの概要

- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始（初回の応札を2024年1月に実施）。**
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

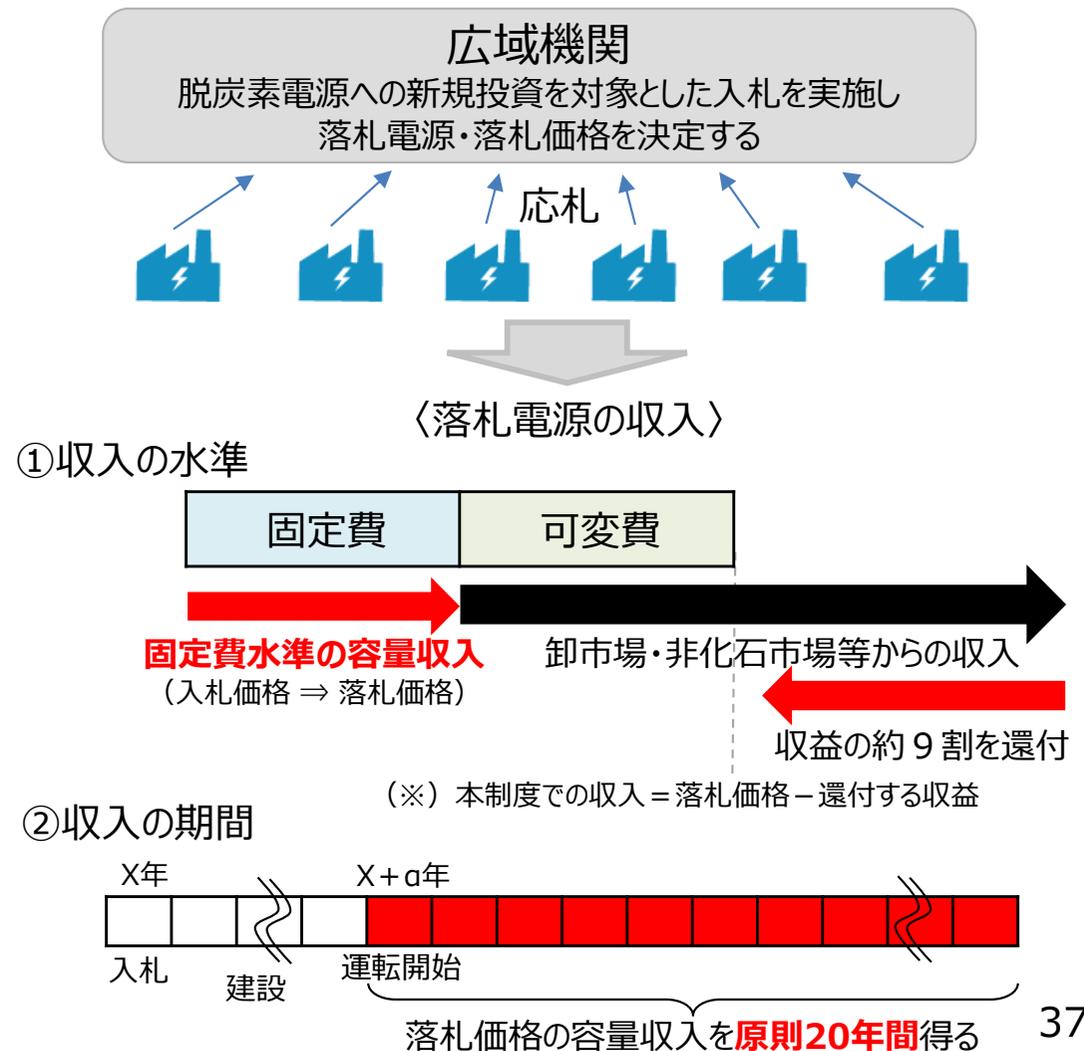
## 〈電源投資の課題〉



## 〈投資判断に必要な要素〉



## 〈新制度のイメージ〉



# 初回入札の約定結果

	約定総容量 (万kW)	約定総額 (億円/年)	還付※控除後の 約定総額 (億円/年)
脱炭素電源 (募集量400万kW)	401.0	2,336	過去3年平均 706  (過去5年の各年度 △43~1,560)
蓄電池・揚水 (募集上限100万kW)	166.9		
既設火力の改修 (募集上限100万kW)	82.6		
LNG火力 (募集量600万kW)	575.6	1,766	過去3年平均 △1,343  (過去5年の各年度 △3,163~1,062)

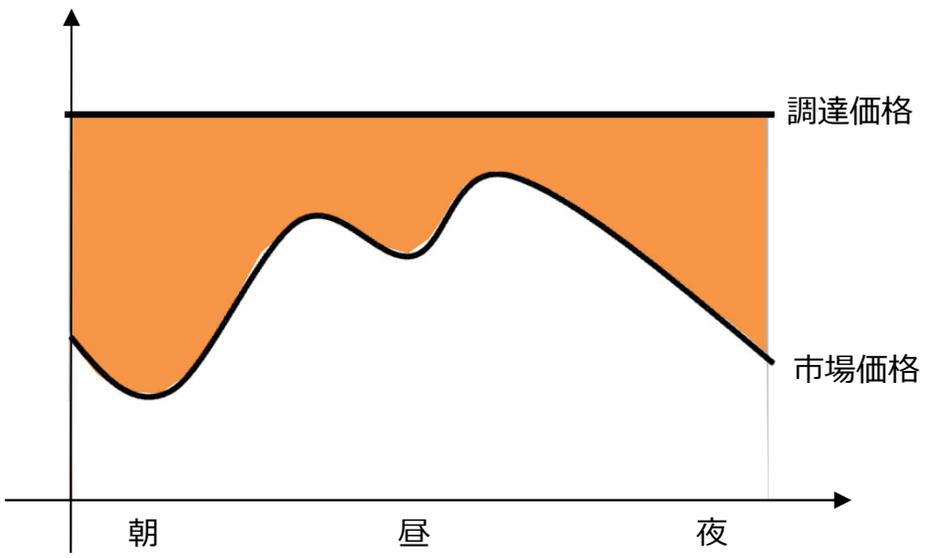
※過去3~5年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格を元に、次頁の方法により還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。

# FIP制度の導入

- FIP制度は、投資インセンティブを確保しながら、電力市場のメカニズムを活用しつつ、再エネ電源の電力市場への統合を図るもの。2022年4月に制度を開始した。
- FIP制度における発電事業者収入は、電力市場での売電価格等にプレミアムを加えたものが基本となるため、市場価格に連動。
- FIP制度を活用する事業者は、例えば、市場価格が低い時間帯に蓄電池等に蓄電した電気を、市場価格が高い時間帯に供給すること等を通じ、事業全体の期待収入を高めることが可能。

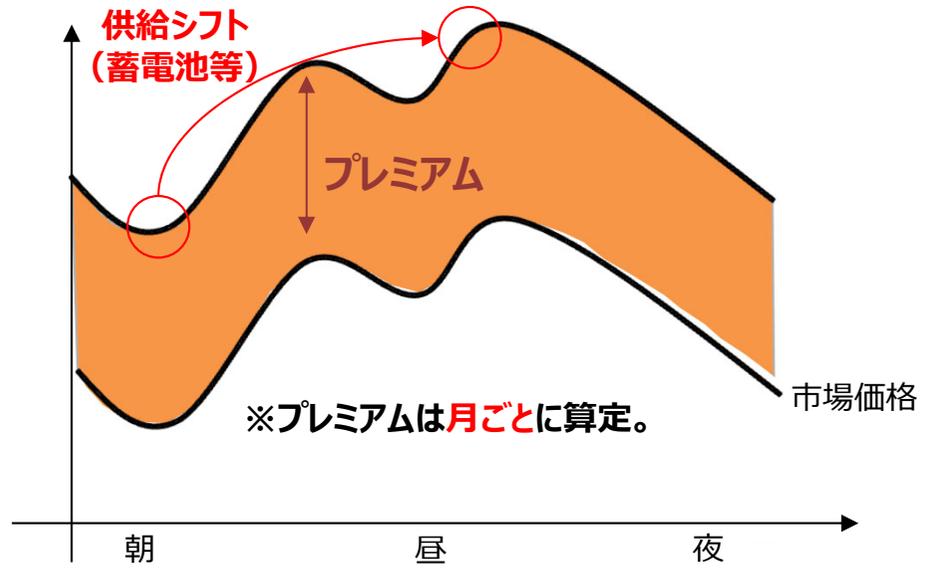
## FIT制度における発電事業者収入

$$\text{調達価格} \times \text{発電量}$$



## FIP制度における発電事業者収入

$$(\text{売電価格} + \text{プレミアム}) \times \text{発電量} + \text{非化石価値取引の収入}$$



プレミアム = 基準価格 (※1) - 参照価格 (※2) - 非化石価値相当額 (※3)  
 (※1) FIT制度の調達価格と同水準に設定。交付期間にわたって固定。  
 (※2) 市場価格をベースに、月ごとに機械的に算定。  
 (※3) 再エネ発電事業者が自ら非化石価値取引を行い、その収入が再エネ発電事業者に帰属することを前提に、非化石価値相当額を割引。39

## 【参考】FIP制度の活用状況（2024年2月末時点）

- 2024年2月末時点のFIP認定量は、**新規認定・移行認定を合わせて、約1,507MW・1,036件**。
- 2023年10月時点の認定量（約986MW・275件）から、**容量は1.5倍／件数は3.8倍**となっており、FIP制度の活用は着実に進んでいる。
- 新規認定・移行認定の件数については、太陽光発電が最も多いが、**新規認定では水力発電、移行認定ではバイオマス発電の利用件数が多い傾向**。

電源種	新規認定		移行認定		合計	
	出力 (MW)	件数	出力 (MW)	件数	出力 (MW)	件数
太陽光	371	654	147	301	518	955
風力	212	5	205	15	416	20
地熱	2	1	0	0	2	1
水力	170	26	68	6	238	32
バイオマス	10	1	322	27	332	28
合計	765	687	742	349	1,507	1,036

※ 2024年2月末時点。バイオマス発電出力はバイオ比率考慮後出力。

※ 「移行認定」は、当初FIT認定を受けた後に、FIP制度に移行したものを指す。

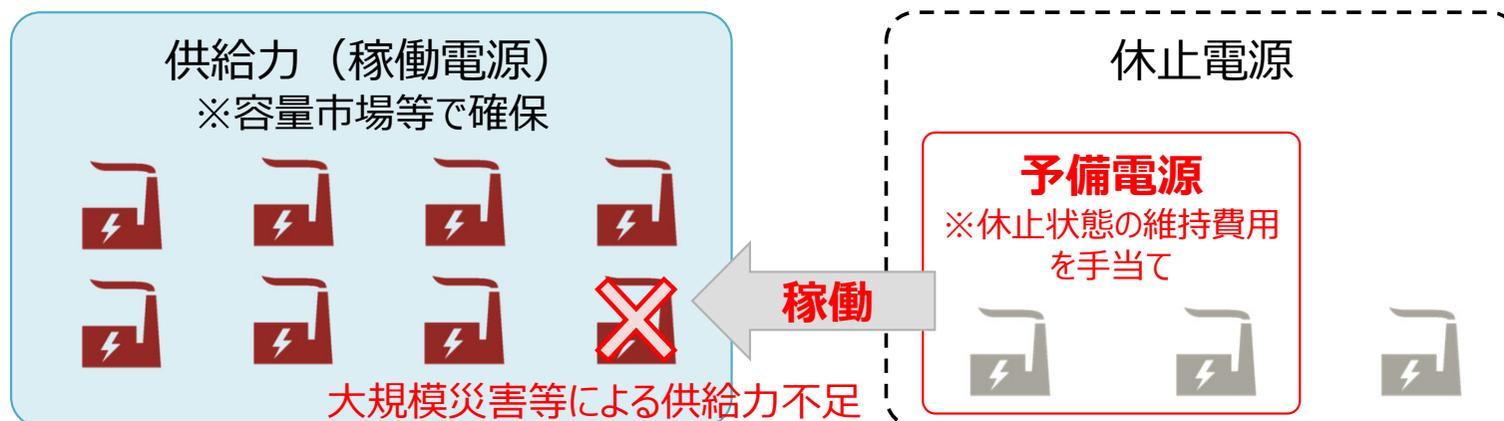
※ 2024年2月末時点で、FIP制度に未移行の事業（FIT認定済・住宅用太陽光を除く）は、94,721MW、753,543件。

# 予備電源の概要

- 緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みである「予備電源」制度について、以下の方向で2024年度夏頃の初回募集に向けて準備中。

- ✓ 目的：大規模災害等による電源の脱落や、需要の急増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐ。
- ✓ 対象電源・対象費用：休止中又は休止を予定している10万kW以上の火力（容量市場において2年連続で落札できなかった電源）から選定し、休止状態の維持や修繕等に必要な費用を手当とする。なお、予備電源を稼働させる際は、供給力不足が生じた際の公募等のプロセスを経ることとする。
- ✓ 調達量・制度適用期間：合計で300～400万kW程度とし、募集エリアは東西の2エリア、制度適用期間は最大3年間とする。
- ✓ 費用負担・実施主体：託送料金による負担とし、電力広域的運営推進機関で調達等のプロセスを実施する。

## 予備電源の制度イメージ



※予備電源は、短期（3カ月程度）で立ち上げが可能な電源と長期（1年程度）で立ち上げを行う電源に分けて募集を行う。

## **3. (1) 電力システムを取り巻く経済社会環境**

# 電力システム改革以降の動き

- 2016年以降も、**システム改革の趣旨を徹底すべく制度改正（競争促進等）を続ける**とともに、**再エネの拡大・統合、カーボンニュートラル、自然災害等のさらなる環境変化にも対応**してきた。

## 電力システム改革の貫徹のための 制度整備（2017年）

北海道停電（地震）（2018年）  
千葉停電（台風）（2019年）

## エネルギー供給強靱化法 （2020年）

需給ひっ迫（寒波・LNG不足）、卸価格高騰（2000年）  
ウクライナ侵攻に起因する燃料・電気料金高騰（2021年）  
東電需給ひっ迫（福島沖地震）（2022年）

2050年カーボンニュートラルを表明（2020年）  
第6次エネルギー基本計画（2021年）  
GX基本方針（2023年）

更なる競争活性化、  
自由化の下での公益的課題への対応

- ・ ベースロード市場、間接送電権
- ・ 容量市場、非化石価値市場、需給調整市場 等

災害時の連携強化、送配電網の強靱化等

- ・ 災害時連携計画、広域系統整備計画
- ・ 託送料金のレベニューキャップ制度 等

外的な環境変化への対応

- ・ インバランス料金、限界費用の考え方の見直し
- ・ 内外無差別の卸取引の強化
- ・ 激変緩和措置の実施 等

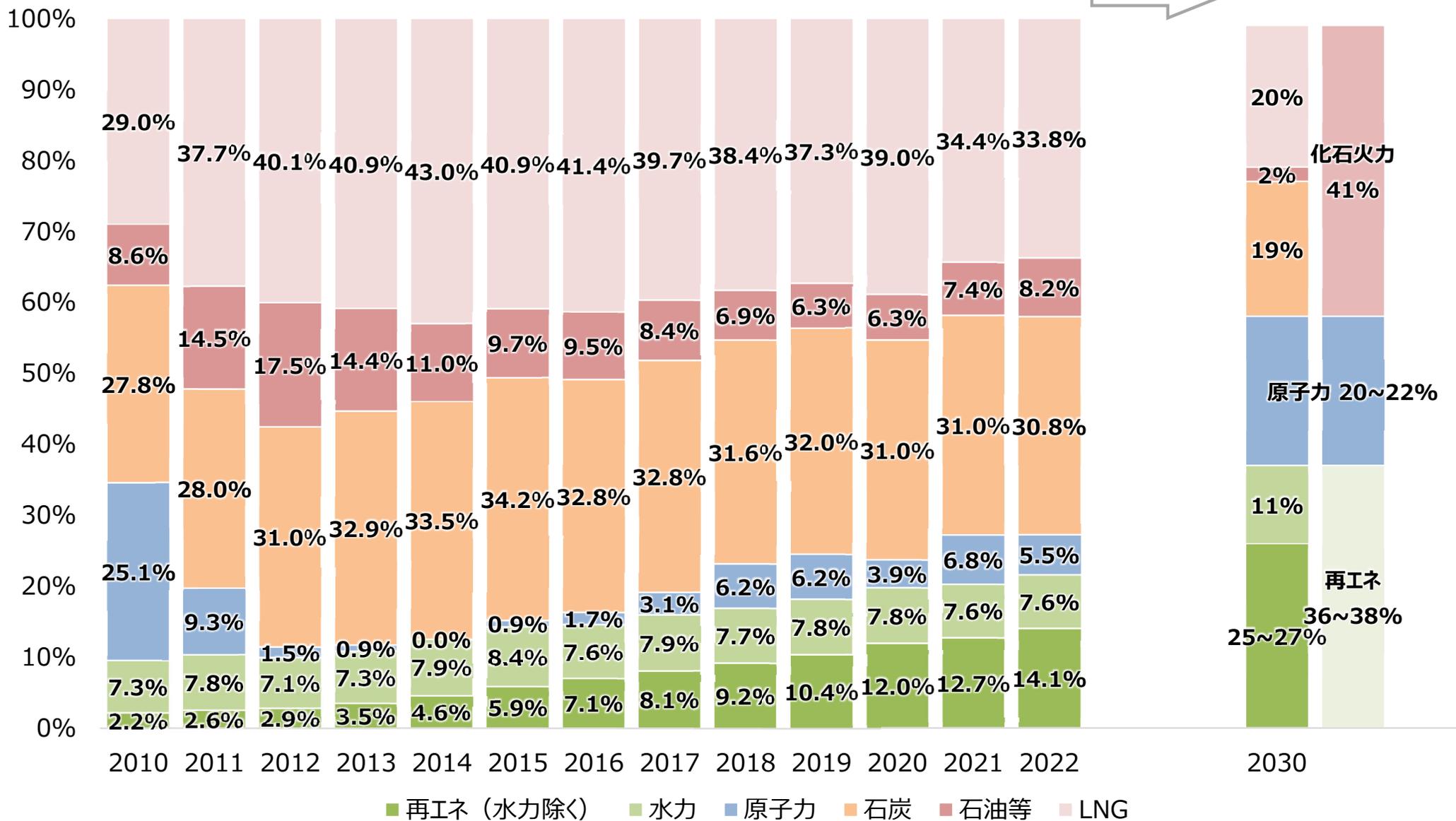
カーボンニュートラル実現に向けた環境整備

- ・ 長期脱炭素電源オークションの創設
- ・ 次世代革新炉の開発・建設、運転延長
- ・ 水素・アンモニア支援 等

# 【参考】日本の電源構成の推移と2030年度の電源構成

脱炭素電源への転換がカギ

## 日本の電源構成の推移



出典：総合エネルギー統計（2022年度確報）、2030年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成

# カーボンニュートラルの実現

- 世界では、カーボンニュートラル（CN）目標を表明する国・地域が急増し、そのGDP総計は世界全体の約9割を占める。**我が国は、2020年10月に2050年CN実現を目指すことを宣言。**
- こうした中、既に欧米をはじめとして、排出削減と経済成長をともに実現するGX（グリーントランスフォーメーション）に向けた大規模な投資競争が激化。**エネルギー供給サイドとエネルギー需要サイドの双方の転換が求められている。**

## 世界におけるCN宣言の状況

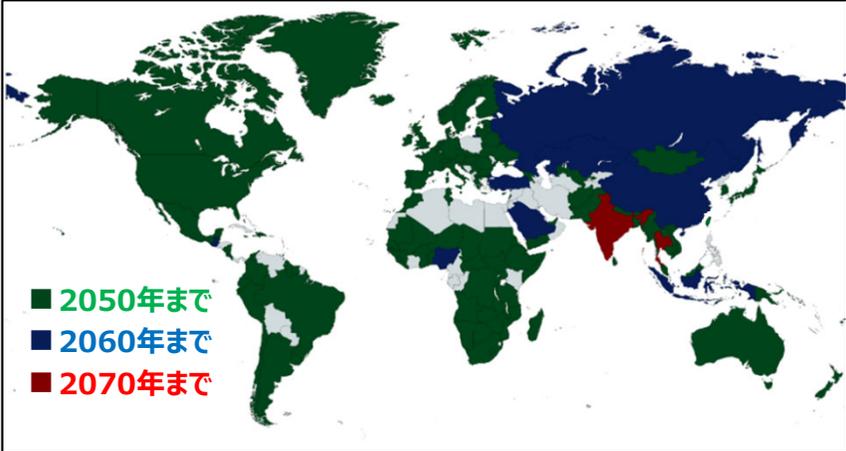
COP25  
終了時（2019）

- 期限付きCNを表明する国地域は121（世界GDPの約26%）

2023年5月

- 期限付きCNを表明する国地域は158（世界GDPの約94%）

CN表明国地域（2023年5月）



## 日本のGXに向けた投資促進の具体的な施策

**<エネルギー転換部門のGX>** 供給サイド

- 再生可能エネルギー
- 次世代革新炉
- SAF等
- 次世代ネットワーク
- 水素等
- CCS 等

**<くらし関連部門のGX>** 需要サイド

- 住宅・建築物
- 自動車・蓄電池
- 脱炭素目的のデジタル投資 等

**<産業部門のGX>**

- 素材（鉄鋼・化学・セメント・紙パ）
- 自動車・蓄電池
- 脱炭素目的のデジタル投資
- ゼロエミッション船舶（海事産業） 等

（出典） UNFCCC NDC Registry、World Bank databaseを基に作成

# カーボンニュートラルの実現に向けた各国の動き

- **日本は、2022年5月に成長指向型カーボンプライシング構想等を表明し、2023年2月には「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定。**
- 米国は、2022年8月、気候変動対策やエネルギー安全保障について、10年間で50兆円程度の国内投資促進策を決定。
- EUでは、昨年1月のダボス会議において、「グリーン・ディール産業計画」の構想を発表。同年3月には、欧州のネット・ゼロ産業の競争力強化と気候中立への速やかな移行のため4つの柱を策定。

2022年

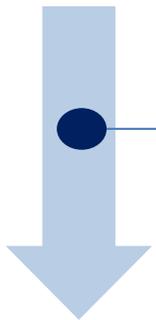


✓ **日本：岸田総理 英・ギルドホール演説（5月） ⇒ 官民で150兆円超**  
➤ 成長志向型カーボンプライシング構想等の表明

✓ **米国：インフレ削減法（8月） ⇒ 国による50兆円程度の支援**  
➤ 気候変動対策等について、投資後の生産実績に応じた税額控除を含めた50兆円程度の政府支援表明

2023年

✓ **EU：ネット・ゼロ産業法案等（3月） ⇒ 官民で約160兆円**（2020年表明）  
➤ 法案冒頭で日本のGX政策を提出理由として記載 ※ 1月には関連措置を含めた「グリーン・ディール産業計画」を発表



# 【参考】G7各国における2030年の電源構成

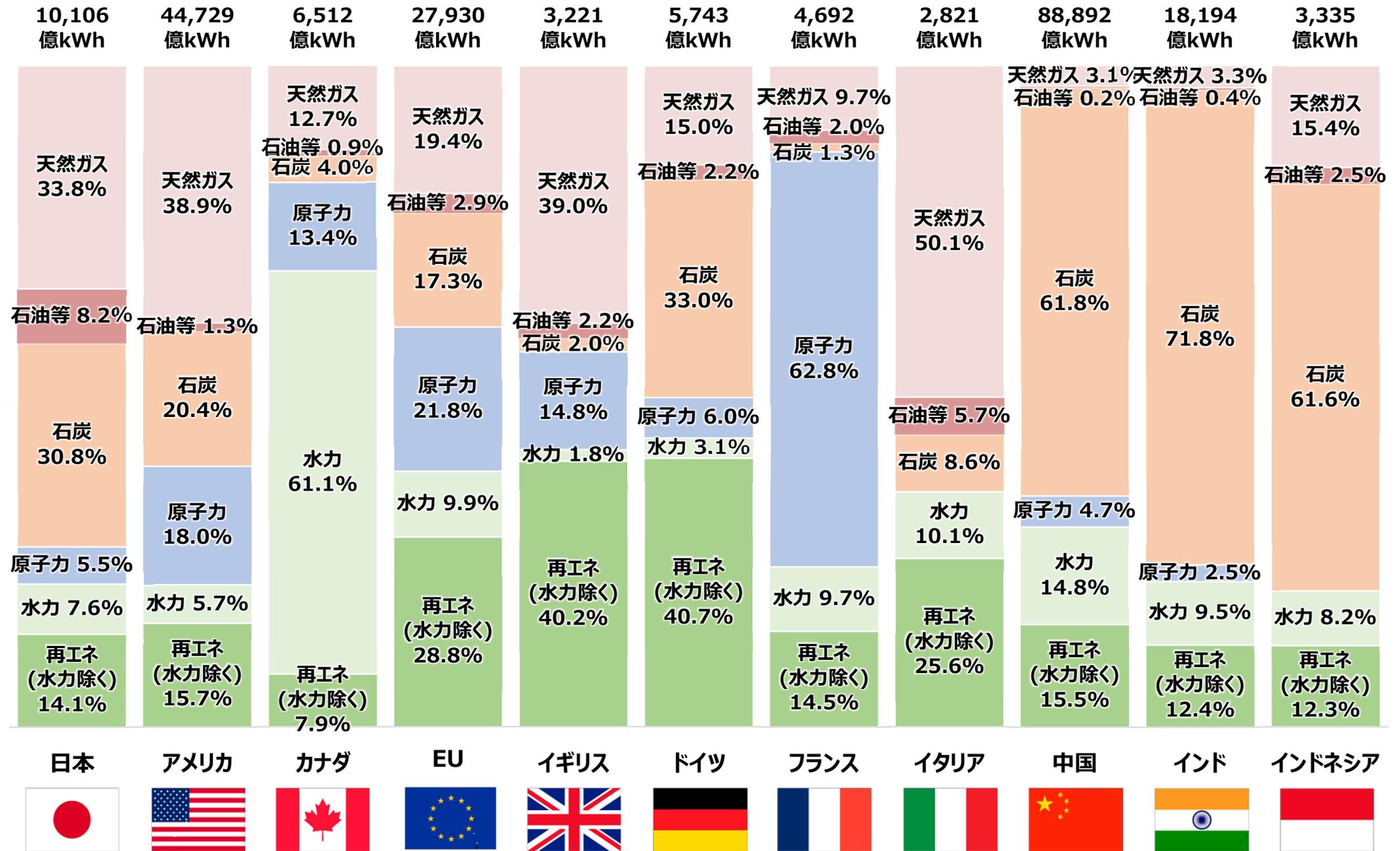
- G7各国では、脱炭素電源への転換を推進。
- G7では、2035年までに電力部門の完全又は大半を脱炭素化することに合意している。

	2030年電源構成目標			備考
	再エネ	原子力	火力	
 日本	36~38%	20~22%	41%	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本は、第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成目標を示し、2021年10月に閣議決定。</li> </ul>
 米国	2035年に電源脱炭素化 (内訳なし)			<ul style="list-style-type: none"> <li>米国は、2030年の電源構成目標は定めていない。</li> <li>他方、2021年に提出したNDCにおいて、2035年までに電力部門の100%を脱炭素化するとの目標を示している。</li> </ul>
 英国	95%を低炭素化			<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに電力の95%を低炭素化としている。</li> <li>英国は、エネルギー安全保障戦略において、2050年までに原子力発電比率を25%に引き上げる目標を発表。</li> </ul>
 フランス	内訳なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>仏国は、2030年の電源構成目標は定めていない。</li> <li>原子力については、2050年までに6基の革新軽水炉を建設、さらに8基の建設に向けた検討を開始する方針を発表。</li> </ul>
 ドイツ	80%	0%	20%*	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツは、2023年の再エネ法改正により、2030年の導入目標を65%から80%まで増加。</li> </ul>
 イタリア	72%	0%	28%*	<ul style="list-style-type: none"> <li>イタリアは、2022年に環境・エネルギー政策の統合的枠組みを示す「エコロジー転換計画（PTE）」を公開。電源構成の再エネ比率について、2030年までに72%とする目標を発表。</li> </ul>
 カナダ	90%		10%*	<ul style="list-style-type: none"> <li>カナダは、気候変動に関する目標の達成に向け、2022年に「2030気候変動対策計画」を公開し、2030年までに電源構成の90%を脱炭素電源化する目標を発表。</li> </ul>

(出典) 各国の公表資料等に基づき経済産業省作成。

(備考) 「\*」は、目標として明記されていないものの、論理必然的に結論が得られる数字を記載。

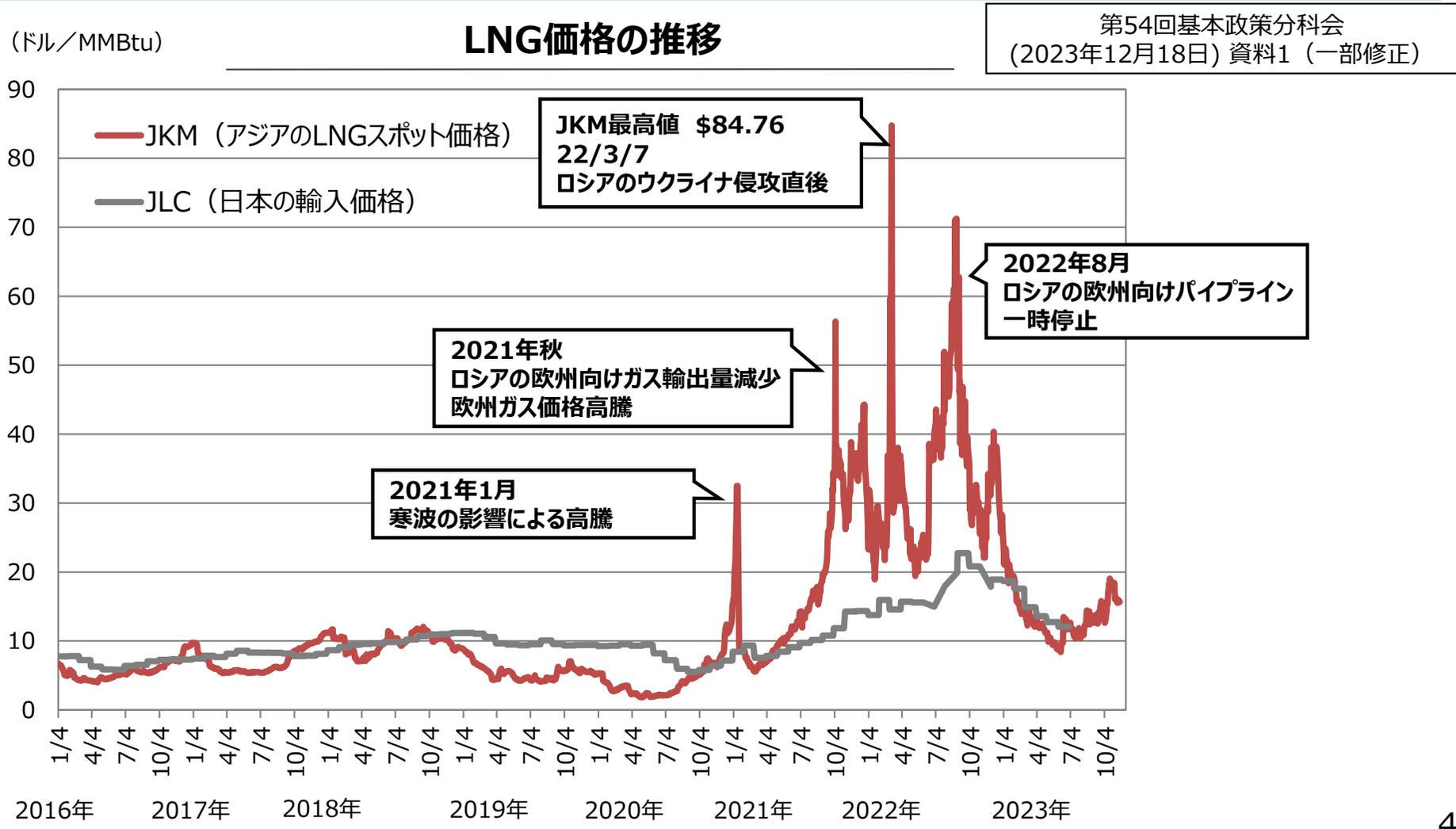
# 各国の電源構成の比較



出典：IEA World Energy Balances（各国2022年の発電量）、総合エネルギー統計（2022年度確報）をもとに資源エネルギー庁作成

# 地政学含む経済安全保障リスクの高まり

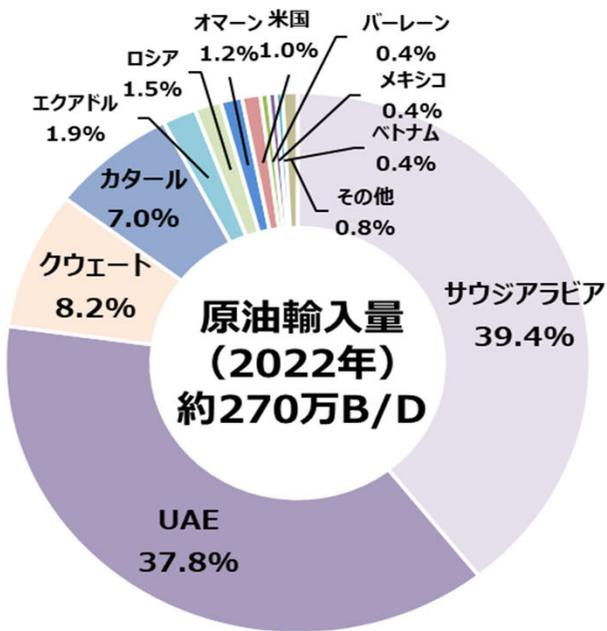
- 米中の厳しい対峙、ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争など、地政学を含む経済安全保障のリスクは高まりつつある。
- **エネルギー資源の海外依存度が高い日本においては、エネルギー価格高騰やエネルギー供給途絶リスクなど、国際情勢の直接・間接の波及が生活・産業基盤に与える影響が甚大**となり得る。
- 海外調達先の多角化、徹底した省エネの展開、エネルギー自給率の向上などが求められる。



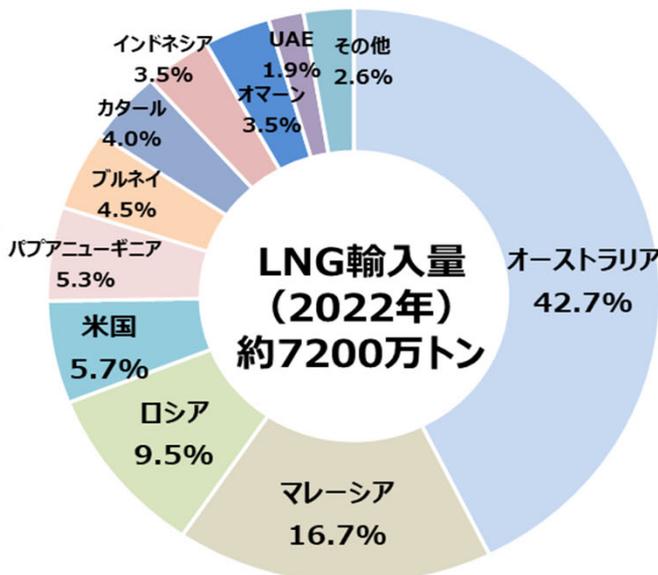
# 【参考】日本の化石燃料の輸入先（2022年確報値）

- 日本が、化石燃料の大宗を輸入に依存するエネルギー構造は変わっていない。エネルギー価格高騰やエネルギー供給途絶リスクなど、国際情勢の直接・間接の波及が生活・産業基盤に与える影響が甚大となり得る。
- 原油輸入の94%を中東に依存している。また、LNGはロシア依存度が9%程度。

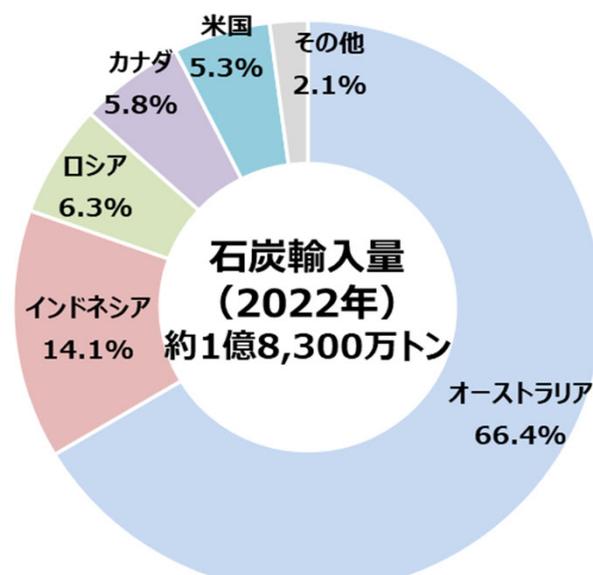
原油輸入先・量



LNG輸入先・量



石炭輸入先・量



海外依存度

99.7%

97.8%

99.7%

中東依存度

94.1%

9.4%

0%

ロシア依存度  
(2022年)

1.5%

9.5%

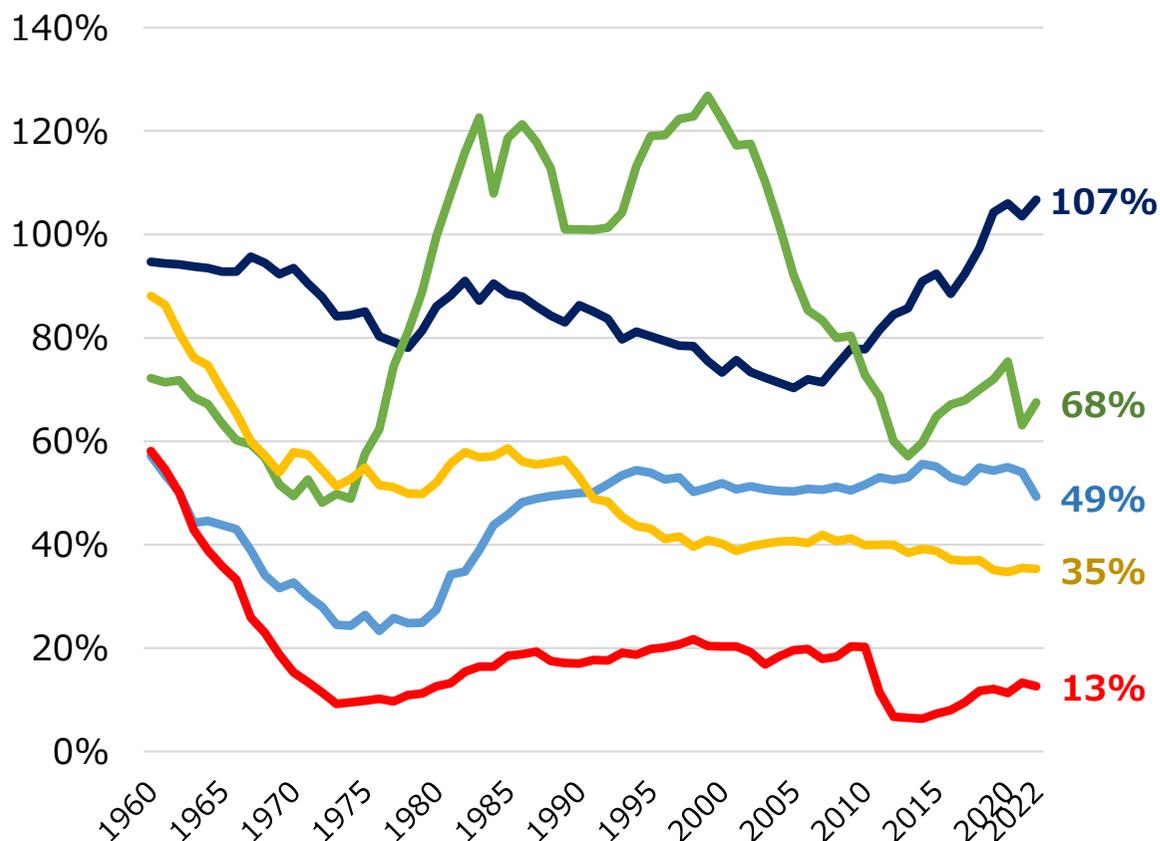
6.3%

(出典) 財務省貿易統計、資源エネルギー庁総合エネルギー統計（海外依存度）

# 【参考】主要国のエネルギー自給率の推移

- エネルギー危機にも耐えうる**強靱な需給構造の実現に向けてはエネルギー自給率を高める必要がある。**
- 日本は**諸外国と比較して自給率が低く、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に貢献する電源を活用する必要がある。**

## 各国のエネルギー自給率の推移



## 各国の特徴

### アメリカ

- シェールガス、シェールオイル生産でほぼ全てのガス・石油需要を自給

### イギリス

- 北海油田の石油や風力発電・原子力の拡大により高い自給率

### フランス

- 電源構成に占める原子力発電の割合は高いものの、化石資源はほぼ輸入に依存

### ドイツ

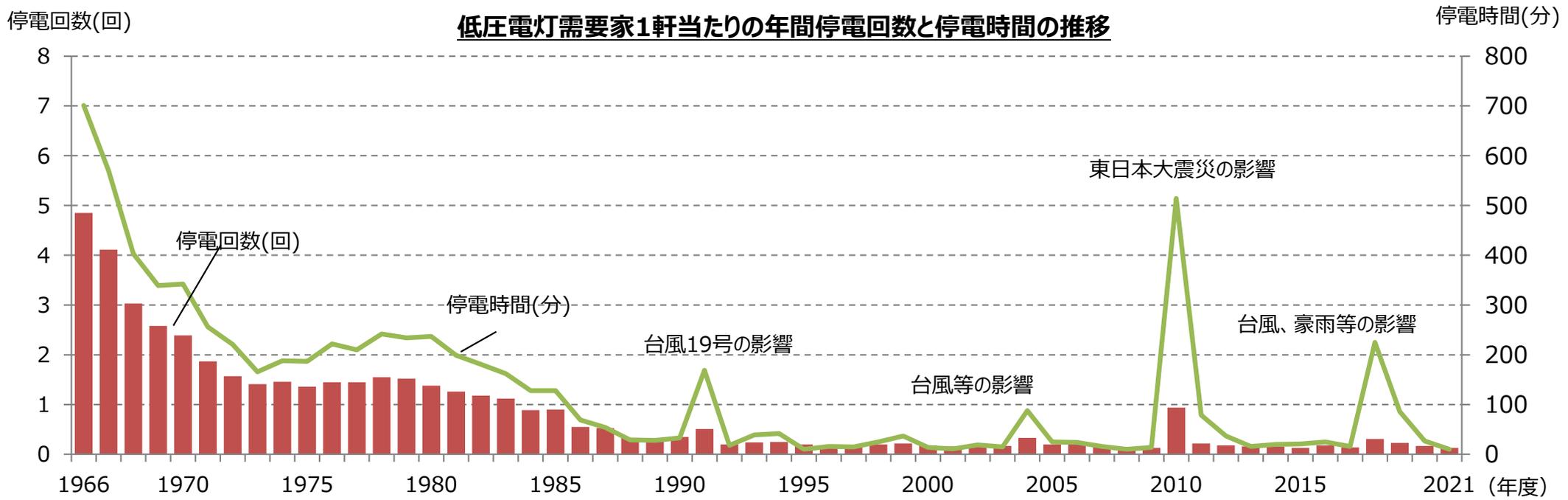
- 高い再エネ普及率、石炭の国内生産、原子力発電の利用から一定の自給率

### 日本

- 化石資源をほぼ全て海外に依存
- 再エネの利用は拡大も原子力発電の利用が進まず、極めて低い自給率

# 自然災害への対応

- 2011年の東日本大震災以降も、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウト、千葉県を中心とした台風15号に伴う大規模停電、西日本豪雨、さらには2024年1月の能登半島地震など、**エネルギー・電力システムの強靱性を問う自然災害が頻発**。
- 南海トラフ地震、首都直下地震といった大規模地震のリスクは顕在。



(出典) 令和4年度エネルギーに関する年次報告 (エネルギー白書2023)

## 至近で発生した地震による一定規模の停電被害の事例

災害名	発生時期	最大震度	供給エリアの最大停電件数
熊本地震	2016年4月	震度7【熊本】	約47万戸
北海道胆振東部地震	2018年9月	震度7【北海道】	約295万戸
福島県沖地震	2022年3月	震度6強【福島】	約220万戸

## 至近で発生した台風・豪雨による一定規模の停電被害の事例

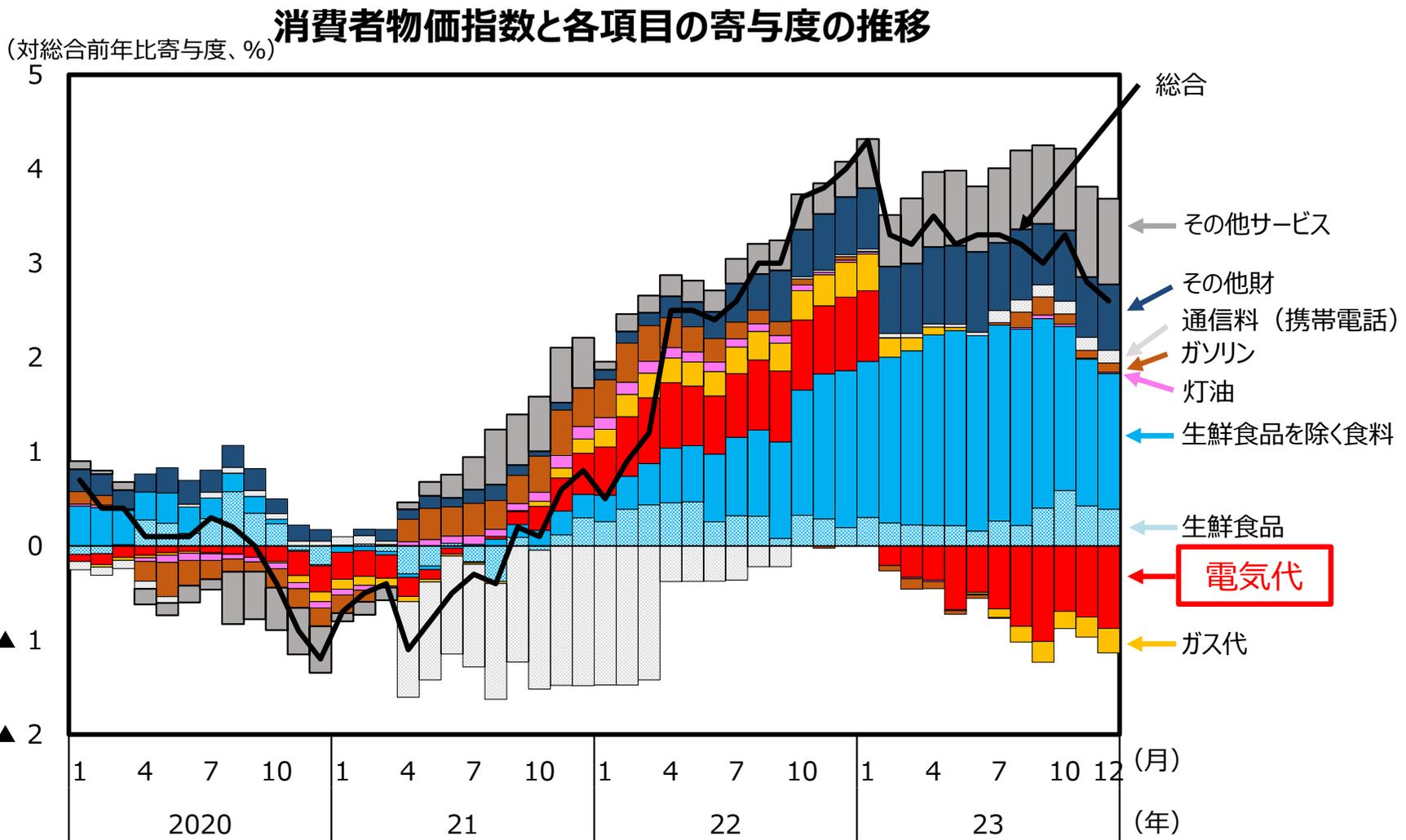
災害名	発生時期	供給エリアの最大風速※	供給エリアの1時間降水量	供給エリアの最大停電件数
西日本豪雨	2018年7月	-	88.0mm【山口】	約8万戸
台風15号	2019年9月	43.4m/s【東京】	89.5mm【東京】	約93万戸
台風19号	2019年10月	34.8m/s【東京】	85.0mm【神奈川】	約44万戸

(出典) 電力レジリエンスワーキンググループ中間とりまとめ 等

※10分間平均風速の最大値を指す

# 足下の物価高・エネルギー・電力価格

- 日本経済全体として、コストプッシュインフレの進展等により、消費者物価指数は依然高水準。
- 電気・都市ガス代は、足下では、激変緩和対策事業の効果により、消費者物価の押下げに寄与。今後の物価高への対応については、国際的な燃料価格の動向等を見極めていく必要あり。



(出所) 総務省「消費者物価指数」により作成

## **3. (2) 電力システム改革の検証の状況**

# 検証の進め方①：検証の主な項目

- 前回の検証に引き続き、第3段階の施行後の検証について、本委員会において御議論いただくこととしたい。今回は、一部経過措置は残るものの改正法全体が施行された後の検証であることから、電力システム改革全体に渡る検証を行うこととしたい。
- このためには、電気事業法附則の検証規定を踏まえつつ、電力システム改革専門委員会報告書（2013年）の項目に沿って検証を進めることが考えられる。加えて、近年、特に必要性が増している脱炭素化に向けた電力システムの在り方も重要であるところ、今後の検証項目について、御議論いただきたい。

## 電気事業法附則に基づく検証項目

第6次エネルギー基本計画『<sup>11</sup>改革の更なる推進』の主な項目のポイント

- 改正法の施行の状況
- エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
  - 供給力確保
  - 競争・市場環境の整備
  - 次世代型の電力ネットワークと分散型電力システムの構築
  - 脱炭素電源が活用できる事業・市場環境整備
  - 災害等に強い供給体制の構築
- 需給状況
- 料金水準
- その他の電気事業を取り巻く状況

## 電力システム改革専門委員会報告書の主な項目とポイント

- I. なぜ今、電力システム改革が求められるのか
  - ・東日本大震災がもたらした環境変化、電力システム改革を貫く考え方等
- II. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革
  - ・小売全面自由化、小売料金の自由化（料金規制の段階的撤廃、経過措置期間における料金規制等）、需要家保護策等の整備、計画値同時同量の導入等
- III. 市場機能の活用
  - ・卸電力市場の活用、新電力の電源不足への対応、電力先物市場の創設、需給調整における市場機能の活用等
- IV. 送配電の広域化・中立化
  - ・広域系統運用の拡大、送配電部門の中立性確保の方式（所有権分離含む）、法的分離の実施、中立性確保のための必要な行為規制等
- V. 安定供給のための供給力確保策
  - ・供給力確保の仕組み、時間前市場の創設、インバランス制度の導入、中長期の供給力確保策（容量市場の創設等）等
- VI. その他の制度改革
  - ・自己託送の制度化、特定供給の扱い等

# 電力システム改革の検証に係るヒアリングの予定

- 電力システム改革全体に渡る検証を進めるにあたって、専門的や実務的な観点を十分に踏まえた上で検討を行うことが重要であることから、有識者・実務者からの意見のヒアリングを実施する。
- ヒアリングのテーマは、電力システム改革専門委員会報告書（2013年）の主な項目を基に実施する。

(2023年)

12月26日（第68回）： 検証の進め方

(2024年)

1月22日（第69回）： 電力システムを取り巻く現状

2月以降、半年程度： 電力システムに係る有識者・実務者ヒアリング

ヒアリングのテーマ

- ・ 総論
- ・ 小売全面自由化
- ・ 市場機能の活用
- ・ 送配電の広域化・中立化
- ・ 供給力確保策
- ・ 事業環境整備（その他の制度改革）
- ・ 海外の電力システム改革の動向